

令和 4 年

国見町議会会議録

第 2 回 定例会

令和 4 年 6 月 16 日開会

令和 4 年 6 月 20 日閉会

国見町議会

令和4年第2回（6月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（6月16日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
表彰状伝達	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
伊達地方消防組合議会（小林聖治君）	6
伊達地方衛生処理組合議会（八島博正君）	7
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	7
陳情の付託	8
議案の上程（報告第3号～議案第46号）	8
町長提案理由の説明	8
散会の宣告	14

第2号（6月17日）

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
遅参及び早退議員	16
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	16
本会議に出席した事務局職員	16

開議の宣告	17
一般質問	17
8番 佐藤定男君	17
①振込（給付金等）の誤送信を防止するには	
②過疎町指定による「持続的発展市町村計画」策定の基本方針は	
5番 山崎健吉君	23
①「認定こども園」及びくにみ学園構想について	
②当町の温暖化対策の取り組みについて	
3番 穴戸武志君	35
①当町の人口減少・その問題と対策について	
②当町のインクルーシブ教育について	
10番 渡辺勝弘君	43
①くにみ農業ビジネス訓練所の事業と今後の在り方について	
12番 浅野富男君	55
①特別障害者手当について	
②閉校後の校庭について	
6番 小林聖治君	62
①新型コロナウイルス（オミクロン株）の感染対策について	
②町民総合健診について	
散会の宣告	68

第3号（6月20日）

議事日程	69
出席議員	70
欠席議員	70
遅参及び早退議員	70
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	70
本会議に出席した事務局職員	70
開議の宣告	71
報告第 3号 繰越明許費の報告について	71
報告第 4号 事故繰越しの報告について	71
報告第 5号 予算繰越の報告について	71
報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について	71
報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について	72
議案第39号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する	

	条例の一部を改正する条例	72
議案第 4 0 号	国見町税条例等の一部を改正する条例	73
議案第 4 1 号	東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	73
議案第 4 2 号	国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	74
議案第 4 3 号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	76
議案第 4 4 号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第 1 号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	78
議案第 4 5 号	令和 4 年度国見町一会計補正予算（第 2 号）	78
議案第 4 6 号	令和 4 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	88
	委員長報告	
陳情第 2 2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	89
陳情第 2 3 号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて	89
	追加日程の議決	90
発議第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	90
発議第 4 号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書	91
	議員の派遣について	91
	常任委員会の所管事務調査について	91
	町長挨拶	92
	閉議及び閉会の宣告	92

国見町告示第86号

令和4年第2回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月2日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和4年6月16日

2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（11名）

1番 蒲倉 孝君	3番 宍戸武志君	4番（欠番）
5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君	7番 村上 一君
8番 佐藤定男君	9番（欠番）	10番 渡辺勝弘君
11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君	13番 八島博正君
14番 東海林一樹君		

・ 不応招議員（1名）

2番 八巻喜治郎君

第 1 目

令和4年第2回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月16日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第22号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
 - 陳情第23号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて
- 第 5 報告第 3号 繰越明許費の報告について
- 第 6 報告第 4号 事故繰越しの報告について
- 第 7 報告第 5号 予算繰越の報告について
- 第 8 報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 9 報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について
- 第10 議案第39号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第40号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第12 議案第41号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第42号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第43号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第44号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第45号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第46号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

・出席議員（11名）

1番 蒲倉 孝君 3番 宍戸武志君 4番 （欠番）
5番 山崎健吉君 6番 小林聖治君 7番 村上 一君
8番 佐藤定男君 9番 （欠番） 10番 渡辺勝弘君
11番 松浦常雄君 12番 浅野富男君 13番 八島博正君
14番 東海林一樹君

・欠席議員（1名）

2番 八巻喜治郎君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学校教育課長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、八巻喜治郎議員より、入院治療のため本定例会を欠席する旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇表彰状伝達

議長（東海林一樹君） 次に、表彰関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 去る6月3日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会において、同議長会表彰規定に基づき、町村議会議員として11年以上の在職功労者として、佐藤定男議員が自治功労者表彰を受賞されました。

つきましては、これより表彰の伝達を行います。

佐藤定男議員、前にお進みください。東海林議長から伝達をお願いいたします。

（表彰状伝達）

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番蒲倉 孝君及び3番戸武志君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日16日から6月20日までの5日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの5日間と決定いたしました。

本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明の

ため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 議会関係についてご報告いたします。

令和4年第1回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第1回議会定例会で可決いたしました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月22日に、内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告5件、条例6件、補正予算2件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情5件であります。

一般質問の通告は6議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

伊達地方消防組合議会について、6番小林聖治君。

6番（小林聖治君） 伊達地方消防組合議会について、私から報告いたします。

5月27日、渡辺勝弘議員とともに伊達地方消防組合議会に出席してまいりました。午前11時より、伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、午前11時30分より、令和4年第2回伊達地方消防組合議会臨時会が開かれました。提出された案件は、選挙2件、議案1件であります。

選挙第1号は、議長選挙であります。指名推選選挙において、伊達市選出議員の安藤喜昭議員が当選いたしました。

続いて、桑折町選出議員である川名静子副議長の辞職の許可の後、選挙第2号として副議長選挙が指名推選選挙で行われ、我が国見町選出議員の渡辺勝弘議員が当選いたしました。

次に、管理者から提案理由の説明があった後、直ちに議案審議に入りました。

議案第6号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。その結果、議会選出の監査委員として、伊達市選出議員の佐藤清壽議員が選任されました。

なお、お手許に議案書の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で令和4年第2回伊達地方消防組合議会臨時会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会について、13番八島博正君。

13番（八島博正君） 去る5月27日、伊達地方衛生処理組合議会室において伊達地方衛生処理組合議会臨時会が開催されましたので、浅野議員と一緒に出席しましたので、私から議会の報告をいたします。

今議会は、議員の構成でございまして、衛生処理組合議会は役員の任期が2年になっております。5月末日でちょうど2年目になりましたので、その議員の構成、いわゆる議長、副議長、監査委員の選出が主な議題でございます。

今定例会では、伊達市議会が選挙がございまして、新しく議員が選ばれ、その中から衛生処理組合の議員が島 明美君、大竹重範君、佐藤眞也君、大槻孝徳君、中村正明君の5名が選ばれて、新しく着任しております。

衛生処理組合の議長、副議長、監査委員の任期は2年ですけれども、その選出には議会の全員協議会で申合せした事項により、3つのブロックに分けて輪番制で行うとなっております。

一つは伊達市ブロック、もう一つは川西・達南ブロック、そのうち川西グループには桑折町と国見町と福島市、達南グループは川俣町でございます。以上の3つのグループが交代で三役を回しております。今回の大きな目的である議長の選出は、議長推薦制によって行われておりまして、桑折町の町会議員である岩崎久男氏が議長に就任しております。

続きまして、副議長の選挙に入るわけですが、議長が新しくなりまして、議案が追加されまして、選挙で副議長の選任が行われました。副議長には、伊達市市議会議員の中村正明氏が当選しております。

続きまして、補正予算の承認がございました。

今回の補正予算は、地震における災害対策費の補正が主なものでございます。その主なものは、衛生費、補正額1億1332万円、災害復旧費5397万円、合計1億6729万円の補正額でございます。この補正額の収入は、分賦金、あるいは国庫支出金、あるいは繰入金、あるいは組合債等々で1億6729万円を捻出しております。

続きまして、監査委員の選任に入りますけれども、監査委員は、議案第9号になっております。伊達市市議会議員の大槻孝徳君が当選をしております。

以上、人事案件3件と補正予算1件は、議案どおり可決、決定されております。

以上で伊達地方衛生処理組合議会臨時会の報告を終わります。

なお、詳しくはお手許の資料をご参照願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 次に、私より本席から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

去る5月23日午後2時より、臨時議会が開催されました。

まず、空席でした副議長の選挙が行われ、議長指名推薦により、伊達市議会の菅野喜明議員が当選いたしました。

提出された議案は、議案2件、報告1件であります。

議案第3号の補正予算については、原案どおり可決、承認されました。

また、議案第4号の監査委員選出による件でありますけれども、元福島市職員の佐藤博美氏が選任されました。

そして、報告でありますけれども、事業会計予算の事故繰越しの説明がありました。その後、企業長の挨拶があり、閉会いたしました。

詳細につきましては、お手許の資料をご覧くださいと思います。

以上で報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情5件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第22号及び陳情第23号は総務文教常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第3号～議案第46号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第3号から日程第17、議案第46号までの報告5件、議案8件を一括上程いたします。

なお、この13件については、本日提案理由の説明を受け、20日に議案の説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和4年第2回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様には出席いただき、ありがとうございます。

本定例会に提案した議案について説明します。

本定例会には、繰越明許費の報告などの報告5件、条例改正議案6件、一般会計と特別会計の補正予算議案2件の計13件の当面する緊急かつ重要な案件を提案しました。

冒頭、3月16日に発生した福島沖地震への町の対応について申し上げます。

まず、被害状況です。

6月13日現在、住家では全壊7棟、半壊以上188棟、準半壊と一部損壊を合わせて1,024棟、合計1,219棟。このほか、非住家では164棟が半壊となっています。

次に、罹災・被災調査についてです。

北海道ニセコ町、岩手県平泉町、栃木県茂木町、岐阜県池田町、そして、福島県の支援を受けて、随時受付分を除き完了しています。また、4月25日から5月22日まで、延べ24日間にわたり各種相談窓口を開設し、対応しました。

次に、町罹災救助給付金についてです。

住家に半壊以上の被害があった182件186世帯に見舞金を交付しました。当分の間、未申請者への周知、受付対応を継続します。

次に、住宅応急修理事業についてです。

既に540件を超える申請がありました。被災家屋などの公費解体事業や被災者生活再建支援法に基づく支援金の交付申請の受付を、これも当分の間、継続します。

次に、公共施設についてです。

観月台体育館が使用できない状況です。解体を含め今後の対応策を検討しています。また、その他の公共施設は、順次、復旧に向けた設計、工事を行っています。

次に、文化財についてです。

旧小坂村産業組合石蔵は、所有者のJAふくしま未来が復旧方法と今後の活用が難しいと判断したため、解体するとの報告を受けています。その他の被災文化財は、専門家の知見や文化財保護審議会の考えを確認しながら、それぞれ対応することとします。

次に、固定資産税の納期の繰延べについてです。

例年、4月に課税している固定資産税は、昨年続く地震の影響の大きさに配慮し、第1期から第4期の納期をそれぞれ繰延べしました。また、被害の程度に応じた減免措置を行うこととしています。

次に、第1回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

感染力が強いオミクロン株で、国見町の4月の感染者数はこれまでで最も多い34人でした。6月13日までの感染者数の累計は137人です。引き続き感染拡大の防止、感染者への支援を進めます。また、3回目のワクチン接種者数は、6月13日現在、6,505人で、全人口に対する接種率は75.6%です。なお、4回目の接種は、6月下旬から高齢者施設、7月から一般の集団接種を実施することとし、準備を進めています。

次に、すくすくももさぼ祝い金と支援品の贈呈についてです。

4月に誕生した男児2名と女児1名にすくすくももさぼ祝い金を交付し、また、東京エンゼル株式会社福島工場の社会貢献事業として、町に新生児用肌着と紙おむつの寄附があったため、併せて贈呈しました。

次に、国民健康保険税と介護保険料の減免についてです。

東日本大震災の避難者や新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が大きく減少する被保険者には、昨年度に引き続き、国保税と介護保険料の減免を実施する議案を本定例会に提出しています。

2つ目、安全・安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

まず、除染対策事業についてです。

藤田方部4号、森江野方部2号、大木戸方部3号仮置場は、今年度、原状回復工事

を行い、年度内の返地を予定しています。これにより、町内全ての仮置場の返地が完了する予定です。

次に、中央要望活動についてです。

5月18日、国土交通省、農林水産省を訪問し、福島県沖地震の被害状況の説明と災害復旧事業への財政支援を要望しました。また、6月13日にも国の機関を訪問し、支援を要請しています。

次に、滝川、滑川河川改修事業についてです。

福島県が実施している滝川と滑川の築堤に伴う町道橋架け替え工事は、計画どおりに進んでいるとの報告を受けています。

次に、クリーンアップ作戦についてです。

今年度も県下一斉では行わないこととなったため、町もこれに倣うこととしました。なお、自主的に実施する町内会には、機材交付などの支援を行います。

次に、広域農道の舗装修繕についてです。

福島県沖地震で被災した伊達崎橋が大型車通行止めとなり、広域農道が迂回路となったため、大型車の通行量が増加しています。町は、舗装修繕費の増大が見込まれることから、修繕費用の補助を県に要望しました。その結果、伊達崎橋復旧までの間、県が代行修繕を行うこととなりました。また、24日に国土交通副大臣の伊達崎橋を含む3橋の現状視察に併せ、町の要望を直接伝えることとしています。

次に、県北浄化センターへの福島市堀河処理区接続についてです。

4月7日、福島県と国見町、福島市、伊達市、桑折町は、予期できない事故や災害時の下水脱水汚泥搬出についての覚書を締結しました。あわせて、環境を守る会が提出していた要望への福島県の回答書の手交も行われました。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

まず、(仮称)くにみ学園構想についてです。

基本構想策定を進めるため、総務省が推進する民間企業のノウハウを生かした地域活性化起業人制度を導入することとし、必要な予算を本定例会に計上しました。

次に、国見町公営塾事業についてです。

英語と数学を中心に受験対策に取り組む中学3年生は23人、基礎学習や探求学習などに取り組む中学2年生は17人、さらに、小学5年生・6年生は40人が受講しています。また、探求学習の一つとして実施したフミダスでは、6月4日、中学2年生が企画、資金調達、運営した町巡りが行われました。

次に、歴史まちづくり事業についてです。

歴史的風致維持向上計画は、5月26日、協議会を開催し、令和3年度の総括と令和4年度の事業計画を決定しました。また、4月29日には、町内外から201人が参加した、くにみ歴史ウォークを開催しました。

次に、くにみ観月台カレッジについてです。

これまでの阿津賀志学級、成人学級、くにみ女性教室を一体化した、くにみ観月台カレッジが4月22日に開講しました。生涯学び続ける学習の場として、全体学習、

クラス学習、グループ学習を実施していきます。

次に、町長杯スポーツ大会についてです。

5月8日から29日まで上野台運動公園を主会場に、10の競技に延べ255人が参加し、熱戦を繰り広げました。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、農業資材等の高騰に対する支援についてです。

6月2日に町農業委員会から、コロナ禍及びウクライナ情勢等の影響による農業資材、肥料及び薬剤等の高騰に対する支援について要望があったことを受け、その要望の趣旨を踏まえ、喫緊の必要な予算を本定例会に計上しました。

次に、農林業の振興についてです。

4月11日と5月23日に国見農業振興地域整備計画、4月25日に国見町森林整備計画の推進に向けた委員会をそれぞれ開催し、中長期的な農林業の振興策に関する協議を始めました。

次に、あんぽ柿の産地再生についてです。

加工再開から9年目の令和3年産あんぽ柿全量非破壊検査では、基準値を超えるものではなく、安全安心が確保されました。

次に、農産物の災害対策についてです。

3月18日から5月31日まで国見町防霜対策本部を設置し、霜注意報が発令された日を中心に、防災行政無線と公式LINEで生産者に注意喚起を行いました。今のところ、霜による大きな被害は発生していません。

一方、6月2日と3日の降ひょうによる被害、さらに、6月6日から7日の降雨により、県発注工事でせき止められた滝川の増水による川内平地農地の冠水被害が発生しています。被害調査は、関係機関と連携して行っています。今後、明らかになってくる被害の多寡によっては、必要な対策を検討することとします。

次に、くにも農業ビジネス訓練所についてです。

令和3年度の長期研修生6人が研修課程を修了しました。このうち2人は町内の空き家に移住し、新規就農者となりました。今年度は長期研修生4人、短期研修生6人が入講し、それぞれの目標に向け農業の基礎を学んでいます。さらに、新規就農者や若年農業者の孤立回避、親睦、連携、情報交換を通じた農業経営の向上を目指すため、4月26日に長期研修を終えた7人を含む新規就農者11人で、あつかし農友会を設立しました。

次に、商工業の振興についてです。

中小企業・小規模企業の成長と発展、経営継続、地域循環を目指すための国見町中小企業・小規模企業振興条例を検討する委員会を6月7日に組織し、会議を開催しました。

次に、道の駅国見あつかしの郷についてです。

5月3日に開業5周年を迎えた、道の駅国見あつかしの郷の令和3年度決算は、本定例会で報告します。新型コロナウイルスと地震の影響が色濃く反映した収支内容です。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

まず、タウンミーティングについてです。

5月19日と24日に、福祉ボランティア、子育て世代との懇談を行いました。今後も多様な職種、世代との直接対話を進め、引き続き町政執行に生かしていきます。

次に、公共施設等総合管理計画についてです。

パブリックコメントを受けて、計画の方向性が固まったことから、今後は長期的視点に立って、施設の廃止、改築、長寿命化など、優先順位をつけながら、国見町の身の丈に合った施設の配置を進めていくこととします。

次に、租税教室についてです。

5月2日に実施した租税教室では、国見小の6年生が税金の意義について学びを深めました。

次に、インターネット公売についてです。

滞納者から差し押さえた物件をインターネットで公売した結果、滞納額を超える価格で落札され、多額の滞納は解消されました。なお、余剰金は滞納者に送金しました。引き続き、滞納者の財産調査の徹底、換価可能な財産の差押え、そして、公売を継続していきます。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてです。

5月末日現在で、町から本人に交付したカードは4,190枚で、同日時点の人口に対する交付枚数率は49.4%です。引き続き、月1回の日曜窓口、出前受付やマイナポイントへの対応を進め、普及を図っていきます。

次に、職員のクールチョイスの実施についてです。

これまでも夏期間のノーネクタイなど、軽装に取り組んできましたが、SDGsの理念を理解し、取組を全庁で進めるため、冬期間もノーネクタイ、フリースなどの暖かい服装で勤務することとし、環境に配慮することとします。

最後に、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

まず、総合計画管理事業についてです。

第6次国見町総合計画の令和3年度の進捗状況と令和4年度の本事業を審議会で協議しました。また、過疎地域指定に伴う過疎地域持続的発展計画策定に必要な11項目の施策について、有識者や町民の代表に意見を求めました。これを基に今月中に素案をまとめ、関係機関との調整、パブリックコメントを実施します。

次に、地域おこし協力隊活動事業についてです。

4月1日、放課後塾ハル中学部門に地域おこし協力隊員1人が加わり、6人でそれぞれの事業を進めることとなりました。受講生数は、さきに述べたとおりです。

次に、ふくしま田園中枢都市圏についてです。

3月30日に連携協約の締結を行いました。今年度から20の施策でその必要度合いに応じて連携し、事業を進めています。

次に、官民共創コンソーシアムについてです。

町の課題解決を図るため、町と13の企業が参画する共同体を組織しました。教育、

脱炭素、防災、農業、福祉、そして、町のイメージアップの6つのプロジェクトを進めています。

次に、まちづくり推進協議会事業についてです。

4月26日に開催した協議会で決定された事業に対して、助成することとしました。義経まつりは、実行委員会を組織し、新型コロナウイルスの状況を見ながら、開催の適否を検討することとしました。

次に、国見町公式PR動画についてです。

昨年に続く2作目の「ふたつの空と」が完成し、町のホームページ上で公開しています。また、7月1日まで、収録時に撮影した写真と公式PR動画を役場アカマツ広場で展示、上映しています。

次に、福島ユナイテッドFCのホームタウン登録についてです。

3月28日、J3サッカーチームの福島ユナイテッドFCのホームタウンに登録しました。6月18日に開催される公式戦は、ホームタウンサンクスデーとして、希望する国見町の小中高生と保護者が無料招待されることになっています。

次に、フォトコンテストの入賞作品の展示についてです。

昨年度の入賞作品10点を5月31日まで、福島信用金庫国見支店や役場庁舎など6か所で巡回展示をしました。

次に、移住・定住事業についてです。

板橋南子育て住宅は、4月に1世帯、5月に1世帯が入居しました。募集を継続しています。

最後に、ウクライナ支援についてです。

5月20日まで、役場庁舎、観月台文化センター、道の駅、社会福祉協議会に募金箱を設置し、支援金を募りました。12万円となった支援金は、日赤へ送金しました。また、福島圏域に協約した市町村は、ウクライナ避難者から要請があった場合は支援を行っていくこととしています。

それでは、本定例会に提案した議案の概要を申し上げます。

報告第3号「繰越明許費の報告について」から報告第7号「町が出資している法人の経営状況について」までの5件は、地方自治法、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定に基づき、議会へ報告するものです。

議案第39号「国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から議案第44号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」までの6件は、法令の一部改正などに伴い、町条例の所要の改正を行うものです。

議案第45号「令和4年度国見町一般会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億2500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5500万円とするものです。

歳出補正の主なものは、被災家屋解体事業、新型コロナウイルス感染症の蔓延とロ

シアのウクライナ侵攻による原油価格・物価高騰対策としての地方創生臨時交付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などの増によるものです。

議案第46号「令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、国民健康保険税の算定結果による補正を講じるものです。

なお、この補正内容は、運営協議会で協議され、同意を得ています。

以上、本定例会に提案した議案について、一括して理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、係数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかに議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） 町長提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本日のこれからの日程ですが、11時より、本議場において議案調査会を行います。その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催いたします。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時50分）

第 2 日

令和4年第2回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年6月17日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（11名）

1番 蒲倉 孝君 3番 宍戸武志君 4番 （欠番）
5番 山崎健吉君 6番 小林聖治君 7番 村上 一君
8番 佐藤定男君 9番 （欠番） 10番 渡辺勝弘君
11番 松浦常雄君 12番 浅野富男君 13番 八島博正君
14番 東海林一樹君

・欠席議員（1名）

2番 八巻喜治郎君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学校教育課長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、8番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（8番佐藤定男君 登壇）

8番（佐藤定男君） さきに通告いたしました内容につきまして、一般質問をいたします。

まず、振込（給付金等）の振込の誤送信を防止するにはということについて、お伺いいたします。

山口県阿武町におきまして、給付金の振込に際し、誤って一人の口座に全体の総額4630万円を振り込んでしまい、大きな問題となりました。普通考えられない特異の事案ではありますけれども、自治体にとって給付金の振込は日常業務でありまして、誤送信を防止するために、改めて当町の振込手続についてお聞きします。

まず、給付金等の振込は、どのような手続を経て行われるのか。金融機関への振込内容の持込みの方法は何か。例えば、FDであるとかインターネットについてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（阿部善徳君） 8番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

給付金の振込につきましては、まず、担当者が振込データを作成いたします。その内容を確認した上で伝票を起票し、財務規則の決裁区分に基づきまして、上席の確認と決裁を受けます。

伝票が回付された会計課におきましては、出納係長、会計管理者2名におきまして、さらに厳正に審査、確認を行い、専用のパソコンからデジタル通信回線で、振込データを指定金融機関へ送信いたします。そのデータを受信した指定金融機関は、各指定の口座に振込いたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいまのご説明ですと、担当者がデータを作成し、チェックを受

けてパソコンに登録する。その内容を金融機関に送信する。そういうことでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（阿部善徳君） 佐藤議員のお質しのとおりでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいま回答いただきましたけれども、そして振込内容のチェック、受取人の口座番号、名前、金額等のチェック体制、先ほど、ちょっとお話にあったかと思えますけれども、もう一度お願いいたします。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（阿部善徳君） お答えいたします。

さきの答弁のとおりでございますが、まず、担当者が振込データを作成し、その内容を確認した上で伝票を起票し、財務規則の決裁区分に基づきまして、上席の確認と決裁を受けます。その後、会計課において2名が厳正に審査を行い、確認を行った上でデータの伝送を行っております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） チェックの流れをいただきましたけれども、チェックはいつの時点でやるようになっていきますか。データ作成直後とか、そういうことをお聞きしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（阿部善徳君） お答えします。

担当課のほうでは、まず、データを作成した後に内容を確認、さらには、会計課において伝票が回付された後に、送信データと伝票に起票された内容を突合させて確認しております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） データの作成、担当者とお聞きしましたが、これはいわゆる役場の中の、総務課の担当者ということになりますか。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（阿部善徳君） お答えいたします。

今回の給付金に関しましては、担当課が福祉課になりますので、福祉課のほうでまずデータを作成してというような流れになってきます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） そうしますと、振込する内容の種類によって、作成する担当者は振込内容に属する課になる。福祉関係であれば福祉課、あるいは総務関係であれば総務と、担当するところでなされるということよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（阿部善徳君） お答えいたします。

佐藤議員お質しのとおりでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 作成の流れは分かりました。それで、振込指定までの期間があると思うんですね。その期間までの振込データの管理はどのようにしておりますか。お願いします。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（阿部善徳君） お答えいたします。

振込データに関しましては、セキュリティー機能つきUSBメモリーに保存いたしまして、その後、金庫に収納して管理しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） USBに保存して、期日まで管理するというところでございますが、振込データの持込み、これは先ほどの流れでいきますと、持込みということは発生しないんですか。基本的に。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（阿部善徳君） お答えいたします。

佐藤議員が今申し上げた持込みは一切ございません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 金融機関の持込みはされず、パソコン上のデータで処理をするということでございます。それで、今の内容を一応整理しますと、担当者がデータを作成して、所定のチェックを受けて、それをパソコンに落とし込んで、振込指定日までに金融機関にデータを送るということになるかと思えます。

ただいまの一連の流れからいたしますと、最終的に会計課のほうで、最終段階の処理をするということかと思えますが、それでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（阿部善徳君） お答えいたします。

佐藤議員お質しのとおり、最終的には会計課のほうで、振込の作業を行っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今の事務の流れで、いわゆる担当者、そしてその後のチェック、後はデータの管理は適切になされておまして、そういう状況を実にやれば、データの誤送信は発生しないとは思われますが、会計課のほうでも、それは当然発生はさせないようにしておりますが、例えば、今までお話いただいた内容をきちんと確実にや

っていけば、誤送信は発生しないということによろしいですか。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（阿部善徳君） お答えいたします。

佐藤議員お質しのとおりでございます。

我々が誤送金を防ぐためには、まず大事なのが、職員一人一人が高い危機意識を持って業務と向き合い、厳正なチェック体制の下に、遺漏のないよう努めることが何よりも重要であると認識しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいまの答弁のとおり、確実に遂行していただきたいと思います。

次の質問にまいります。

過疎町指定によります「持続的発展市町村計画」を作成することとなっております。その基本方針についてお聞きしたいと思います。

国見町は、令和4年度に過疎町指定を受けました。これにより、国の特別措置法によって、持続的発展計画を作成することとなります。報道によりますと、全国の2022年度過疎指定が885町村となって、初めて全町村1,718の半数を超えました。この指定の要件は、人口減少が40年間で28%以上、財政指標が平均の0.5%以下ということですが、福島県におきましては、59の市町村のうち、34町が過疎指定、近隣では川俣町、旧梁川町、旧霊山町、旧月舘町も過疎指定となっております。

さて、過疎町は先ほど申し上げましたけれども、人口要件、財政要件によって指定されるとしておりますが、国見町が指定されるに至った諸条件をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

国見町が過疎指定になった理由は、3月定例会の一般質問で町長が答弁したとおりでありますが、再度お答えいたします。

国はその理由を公表していないため、町の試算でお話いたします。

令和2年国勢調査に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の条件、過去40年の人口減少率（25%以上の減少率、当町の試算で28.30%）、65歳以上の人口比率（38%以上、当町試算で42.15%）、15歳以上30歳未満の人口比率（11%以下、当町試算10.49%）、過去25年の人口減少率（23%以上減、当町試算26.38%）財政力指数（0.51以下、当町は0.33）これらに該当したものと推量しています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ありがとうございます。

特措法によって、優遇される内容についてお聞きしたいんですが、この計画は、金

額の上限は当然あるんでしょうけれども、後は期間ですね。それと、これは一回限りの計画で行われるのかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、過疎指定につきましては、10年間は過疎の指定を受けるということになってございます。今回策定している計画ですけれども、県の基本方針に従って、4年間の計画を策定するものでございますが、国見町として、いわゆる過疎の指定につきましては、10年間ということになっております。

あと、過疎指定による特別措置でございますが、まず、補助割合のかさ上げというものがございます。あと、もう一点として大きいのが、地方債、いわゆる過疎債というものを出すことができるということでございます。70%、国の交付税措置があるというところでございます。

また、その他税制措置等々もございますが、4点ほど大きい優遇措置がありまして、過疎に指定されると、財政的な優遇措置が大きいというところで考えているところで

す。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 優遇措置があるということでございます。それで、計画の策定にあたって、いろいろな課題があるかと思いますが、何を一番の課題として、何を重点施策として取り組むのか、お伺いしたいと思います。

具体的項目をお聞きしたいと思います。抽象的内容でなくて、例えば子育てに関して言えば、どの部門を重点的に行うのか、高齢者福祉に対しても、ただ高齢者の福祉じゃなくて、どういう面を重点的に行おうとしたいのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

国見町は、令和3年度から令和12年度まで、10年間の町政運営の基本方針として、第6次国見町総合計画を策定いたしました。過疎地域持続的発展計画の策定でも、町の最上位の計画、第6次総合計画の基本的な方針を踏まえることとしています。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、移住定住など11項目についての現状や課題を分析し、その課題解決を過疎地域持続的発展計画とするように求めています。

国見町では11項目のうち、移住定住、地域間交流、産業の振興、教育、子育て、福祉の分野に注力することといたしました。ただし、町民の意を反映しない計画にはしたくないため、分野ごとに専門部会を設置し、様々な委員の意見を聴取することといたしました。しかし、国が求める11項目の課題は、国見町にとって全て関連するものと捉えています。現在、専門部会の意見集約と精査、これに対する行政責任で決定をすべき事案の精査をしているところです。

なお、計画案につきましては、6月29日に総合計画審議会で審議され、その後、パブリックコメントと並行して、7月上旬に議員の皆様へ説明する予定です。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 基本的方針への考え方は、町の第6次総合計画を踏まえた上で、重点政策を決めていきたいということでもあります。

それで、当然6次計画ということで、今、行政を進めているわけですがけれども、当初、この計画作成のときは、いわゆる過疎町指定ということは、念頭には特になかったかと思います。それで、これから人口減少、そして財政の悪化、これはもう止められない現実だと思います。日本国はこれまで、欧米に追いつき追い越せで、山の頂上を目指して頑張ってきて、今はもう、私は頂上に立っているんだろうと思います。これからは、頂上からいかに下山するかを考えていく必要があるのではないかと思います。

国、そしてこれは町も同様でありまして、過疎町指定は政策転換のチャンスと捉えて、持続的発展計画を策定すべきと考えます。これにつきまして、町長の所見をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

戦後の高度成長と日本的経営をたたえて、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と言われて、それから40年が経過していると思います。1980年代が全ての意味で、日本のピークだったと思っています。

また、1970年代初めから1980年代初めまで、国連は、発展途上国でのとてつもない人口増加を人口爆発と言っていました。食糧や資源の枯渇、環境汚染への懸念から、世界的に人口を抑制すべきという考え方を持っていました。日本も、日本の人口を抑制したいという意向を持っていました。島国の日本は、輸入に頼らざるを得ない食料やエネルギー調達、環境負荷といったことを考えれば、日本の人口が将来にわたって膨らみ続けること、これには無理があるとの考え方を当時の政府は持っていました。積極的に人口増加対策に取り組んでこなかったことを考えれば、今の日本の人口減少というものは、50年前に当時の日本の政府が考えていた未来だったのかもしれない。

そうはいつでも、国見町は目の前にある現実、これとしっかりと向き合うこととします。決して「これまでの町や議会は何をしてきたのか」といった、誰かや何かのせいにしてはなりません。そのような、傍観的で無責任なことを言ったりはしません。

引地が現状対策として一番大事にしたいのは、減ったとはいえ、国見に暮らす町民です。確かに、移住定住、交流人口、関係人口、応援人口といったこれらの増、これは大事なことだと思っています。また、国見に住みたいと思っても、都市計画法上の様々な制限から諦めざるを得ないといった現実もあります。そういった対応につ

いても、しっかりと国見町は対応していきたいと思っています。それでも、そういった、よそからの人口減少のみを過疎対策の最優先順位の1位にはしたくない。すべきではないと思っています。これと同じように、あるいはそれよりも優先される第一義的なこと、これは現に国見に暮らす人たちの幸福度、これが増す施策を展開することだと思っています。国見に暮らす人たちが幸せでなかったら、よそから人は来ません。引地は町民を大事にしないで、外にばかり目を向けて、外にこびを売るような、そういった、偏った持続的発展計画など策定するつもりはありません。

また、国見町は、これまでのような政策展開は難しくなる。そういったことも想像できます。これまで先送りにしてきたそういった課題、これに厳しい判断をし、町民に説明しなければならぬとも思っています。この判断は、行政としてはとても気が重いことです。でも、持続的発展計画も地方自治も、その根幹というのは住民の幸福の向上です。その目的は堅持しながら、この目的達成のために、これまでとは異なる新しい目標、これと手段、これを選択しなければならないのだと思っています。そういったことを町民に理解してもらえる説明の仕方を、今、一生懸命考えています。一方で、過疎債といった町にとって有利な優遇措置があります。通常であれば補助事業の対象とならない、町民の幸福度が増すような事業にも取り組めるといったことにもなろうと思っています。町はこれには貪欲に挑戦をし、取り組んでいくこととします。

これらのことをしっかり捉えながら、持続的発展計画の策定を今進めています。6月29日、これをめどに計画策定をしていますが、これの素案ができましたらば、議員の皆様にもお示しをし、説明をし、理解をいただく。そういった過程でいますので、ご了承いただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいま町長の過疎町指定における、今後の町政運営の町長の考えを回答いただきました。

町長は、町民の暮らしの幸福が一番であると、幸福度を上げていきたいと。そのためには、ときには厳しい判断をしていかざるを得ないということでもあります。過去にとらわれなくて、過疎町の現実に合った町政を執行していくという答弁をいただきました。ぜひ、思いに沿った計画作成をお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、5番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（5番山崎健吉君 登壇）

5番（山崎健吉君） 質問に入る前に、3月16日深夜に、震度6強の地震が発生しました。それから3か月ほどたちますけれども、また、昨年2月に発生した地震の復旧がまだのところも多く、被害を受けた町民の皆様には、再度お見舞いを申し上げたいと思えます。

また、今回は行政の対応も早く、被災証明、罹災証明の受付も翌日から行うなど、

対応が早かったことは、町民及び事業者などからも大変好評だったと私の耳にも届いております。議会も3月議会の期間中であり、14日間の予定でしたが、4月28日まで延長し、不測の事態に対応いたしました。

それでは、さきに通告した件について質問します。

3月の定例会で、町長の提案説明に、認定こども園の開設及びくにみ学園構想の具現化や、老朽化施設の管理時の統廃合についての提案がありました。

1つ目として、認定こども園及びくにみ学園構想について伺いたいと思います。

当町は平成24年に、各地区にある藤田、小坂、森江野、大木戸の4つの小学校を、少子化により統廃合を行い、国見小学校としてスタートして、早10年を数えることは承知のことでございます。平成24年の統廃合の小学校の人数は483名、それから、中学生は289名で、小中学生合計で772名が在学していたと記載されております。

今年は、教育委員会の報告によると、小学生、中学生、合わせて幼稚園も含めて、合計で581名、令和8年には429名で、4年間で152名が減少すると。こう記載されてあります。これらを踏まえ、当町の教育の現場について伺いたいと思います。

このことについては、令和2年の12月の定例会で、佐藤定男議員、また、令和3年6月には、浅野富男議員も認定こども園の内容について質問がありましたので、それらも踏まえて質問させていただきたいと思います。

まず、保育園、幼稚園を統廃合し、認定こども園とする構想について、いつ、どのように進めていくのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） 5番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

令和3年度に、認定こども園の整備に向け、先進地視察と庁内検討委員会を立ち上げ、議論をしてきました。認定こども園は、子どもの数は減少しておりますが、女性活躍などで、ゼロ歳児からの保育ニーズは高いという背景もあり、早い段階での整備を推進したいと考えています。

なお、整備に向けた基本構想は、小学校と中学校の一貫校（義務教育学校）の整備構想に包含し、一体的に策定していきます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 後で聞く問題でもありますので、私のほうからは、今は認定こども園についてだけお話をさせていただきたいんですけども、認定こども園の運営は、ほかでは町営とか、それから民営とか、いろいろやり方や方法はありますけれども、我が町としてはどちらの方向で進めたいと思うのか、お知らせ願いたい。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） お答えいたします。

現段階におきましては、公設公営という形で進めていくことを考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 認定こども園になれば、駅前と2か所にばらばらになっている施設を1つにするわけですから、お父さん、お母さんの送り迎えも大変楽になるというか、負担が減る。こういうことは一つの大きなメリットだと思いますけれども、逆に、デメリットは何かあるのか、ちょっとあればお答えいただきたいと思うんです。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） お答えいたします。

現段階におきまして、メリットになる部分は、今、山崎議員がおっしゃるとおりでありまして、送り迎えの部分で保護者の負担が減るという部分があります。デメリットにつきましては、様々な状況を確認しておりますが、今の段階で、デメリットよりメリットのほうが上回るということで考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、次の問題に入ります。

今、先ほど答弁があったように、今度は小学校、中学校を一体としたくにみ学園構想の取組と、認定こども園との関係を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

幼稚園の園児数の減少は、集団での活動あるいは異年齢の交流など、遊びを通じた学びを難しくします。小中学校の児童生徒数の減少、これはクラスの減少につながり、ひいては教員定数の減につながっていきます。このことで起こる教育の力を保つということが課題となっています。また、幼稚園から小学生への壁、小学校から中学校への壁など、子どもたちが直面する壁をなくすことも課題の一つであります。

これらの課題を解決するのが、認定こども園と9年制の小中一貫校、いわゆる義務教育学校、これを一体的に整備する「仮称くにみ学園」であります。もちろん、学校を整備することが目的ではありません。10年、20年先、今と違う未来に生きる子どもたちに、今の大人ができることは、未来を生きる力を身につける手助けだと考えています。そのための認定こども園と、9年制の小中一貫校の一体的な整備で考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、お話あったことの確認になるかと思いますが、くにみ学園構想と、あと認定こども園と、先ほど言った小中学校含めた総称くにみ学園構想と、こういうように読んでよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

今、お話いただいたとおり、こども園と小中学校の一貫校については、同じ土俵の中で考えていただいて結構だと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それで、くにみ学園構想と認定こども園を一体化だと。こういうことは、今、教育長のお話からも分かりましたけれども、これは当然一つにするということですから、メリットもありますねと、デメリットもありますねということは、大体察しがつくんですけれども、大きく分けて、多分というか、これが当たり前なのでしょうけれども、少子化によるものと、あと、将来的にも、先生の要員確保が困難になるんじゃないかと。そういった思いがあるのかと思っております。

その構想について、今言ったお話について、若干補足していただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをします。

認定こども園の部分でいいますと、先ほども申し上げましたが、園児の数が減ることによって、異年齢との交流であったりとか、集団での生活という意味でいうと、やっぱり数が減りますので、なかなかそこは難しくなるということは言えるかと思っています。

これ、何を言いたいかというのと、実際に子どもたちの力ということを考えてときに、今、非認知能力というものがすごく大事だと言われていています。これは、取り組み続けるという力であったりとか、計画を立てて実行する力であったりとか、諦めないという力であったりとか、そういうものを、いわゆるテストではかることのできないことを言っていますが、これらが実は大きく力をつけるのが、小学校の入学までのところの教育がすごく大事だと言われていています。ここを数が少なくとも、きちんと子どもたちに力をつけさせてあげるところが必要だと思っていますので、認定こども園というところでお話をさせていただいています。

さらに、小学校、中学校の一貫校のお話も一緒にということで申し上げましたが、ここは、小学校というのは、小学校1年生から6年生までです。1年生と6年生、もしくは1年生と3年生を考えても、成長の度合い、体の大きさも全く違うというように、成長する時期、時代であります。このときに、子どもの数が少なくなってくるということで、なかなか、成長の過程での学びができなくなってくるということも問題だと思っています。

さらにそれが中学校に行ったときに、小学校から中学校に行くときに、子どもたちは、小学校でのクラス担任の先生からの授業が、中学校に行って、専門の教科の先生が教えるというように変わっていきます。実はここについていけなくなる、環境の変化についていけなくなるという子どもも結構多くて、その子どもたちが不登校の原因になったりというところがありますので、ここが「中1の壁」と言われています。

そんなことも含めながら、例えば、小学校から中学校まで一貫して教育を行うことで、壁を取り払うということが可能になりますので、将来の国見の子どもたちのことを考えていけば、今、環境整備をするというのがすごく大事なときと考えて、くにみ学園構想については、認定こども園と小中の一貫校と併せて、「仮称くにみ学園」と

ということで整備を進めたいと、検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の内容を聞けば、小学6年生、6年間というんですかね、あと中学校は3年間、この壁がちょうど、中学1年生あたりが一つの大きな壁だなと言われるような答弁だったんですけれども、結果として、9年間をどのように割るかと言ったら変ですけれども、5年で割るのか、4年で割るのか、その辺の検討というのは、今、していらっしゃるんですか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

今、お話ありました部分につきましては、これからの検討ということになります。

以上、答弁させていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、検討会はこれからというような話していたんですけれども、前から検討はしていたと思うんですけれども、このメンバーというのは、どのような方がメンバーになっているか、話せる範囲でお知らせいただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

策定委員会のメンバーについては、これからの人選ということにはなりますが、一番はやはり、今、子どもを預けている保護者の皆さんがやっぱり中心になると思ってございますので、できるだけ若い方々に委員になっていただいて、議論をいただければと、考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 次の議題に入りたいと思えますけれども、認定こども園とくにみ学園、この具体的な取組についてお伺いしたいと思います。

認定こども園、あのプランを見ますと、認定こども園と小学校、中学校、それにプラスして給食センター、これも一体化するというような構想になっているようですが、その辺についてお伺いしたい。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

小学校、中学校を一体としたくにみ学園構想、その中での認定こども園、あるいは給食センターということの意味でお答えをさせていただきます。

幼稚園の園児数の減少については、先ほどもお話をしたとおりでございます。具体的などころで言うと、一体的に整備をする「仮称くにみ学園」については、基本構想、基本設計をやっていくこととなりますが、その中に給食センターも取り込んで、整備を考えていくということで、検討しているところでございます。

その理由としては、今、センター方式でやってございますが、距離があって、給食

の温かいものを届けるというところについては、やはり距離の近いところがいいというところは当然の部分でありますし、なおかつ、子どもと給食センターの位置が近いところにあることによって、様々なメリットが出てくると考えてございます。

さらには、こども園の中でも、2歳児までの部分については、自分の施設で調理をするということが必要になってきますので、そんなことを考えていくと、給食センターといいますか、給食の設備も一緒の中で整備をするというのがいい方向かなということで、考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 分かりました。

それではもうちょっと具体的に聞きたいんですけども、認定こども園、それから小中学校、くにみ学園構想ですね。それらを併せると結構な大きさというか、規模になると思いますがけれども、どのくらいの規模を予定しているか。それに関わる金額はどのくらいなのか。それらもちょっと分かればお話ししたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

規模、金額的なことでのお質しでございますが、今現在、これから検討するというところがございますので、今のところ、こちらで持ち合わせているものはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） これから検討ということは分かりましたけれども、前に認定こども園については、今年度中に、場所というんですかね、どこら辺というのを出したいというような話があったように思います。そうすると、当然くにみ学園構想は、認定こども園が決まればその辺の周辺全部だなど、こういうふうには感じますけれども、それがいいかどうかは分かりませんが。

そうしますと、時期ですね。認定こども園が今年中に大体場所が決まるとなれば、認定こども園の完成時期、それから、10年プランなんでしょうけれども、学園構想についてはどのくらいをめどに予定しているのか。おおよその期間を教えてください。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

認定こども園の件につきましては、議員おっしゃるとおり、庁内の検討委員会と昨年進めて、建築の場所ですね。整備の場所等についても話題にはなっておりましたが、結論としては、小中学校の一貫校と認定こども園について、構想の中で、一体として整備をしていくということで考えてございますので、時期的に認定こども園が工事の関係で先にできるということが出てくればまた別ですけども、今のところは一体的な整備ということで考えてます。時期的なところで言うと、小中学校あるいは認定こ

ども園の開校、開園も同じということで、今のところ考えて進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 分かりました。認定こども園が先行するのかなと、私たちも前からそういう話がちらちら聞こえたものですから、ちょっと質問してみました。いずれにしても、国見町の中心は藤田地区でありますので、ぜひこの拠点は、藤田地区に検討していただきたいと。このように思っております。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、次に入ります。

今回提出された2022年、2031年までの国見町個別施設計画44施設のうち、教育関係施設はどの施設が対象か、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（東海林八重子君） お答えいたします。

国見町個別施設計画の中で、教育関係施設は、町民文化系施設の国見町文化財センター、社会教育系施設の観月台文化センター、スポーツ・レクリエーション観光系施設の観月台文化センター体育館、上野台体育館、グリーンアリーナ、柏葉体育館、そして森江野第二体育館、東部高齢者等活性化センター体育館の6施設。次に、子育て支援施設のくにみ幼稚園、子どもクラブ、藤田保育所、ももたん広場の4施設、併せて12施設です。

なお、小学校、中学校関係施設は、国見町学校施設の個別計画で定めているため、個別施設計画には含まれていません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 山崎議員の先ほどのやり取りの中で、認定こども園とくにみ学園との具体的な進め方ということで、実は一般質問の通告を受けておりましたが、その部分について、具体的にちょっとやり取りをする部分がなかったので、私どもから発言をしたいのですが、発言の機会をいただいてよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） よろしいです。どうぞ。

教育長（菊地弘美君） それでは、改めてお答えをさせていただきます。

認定こども園とくにみ学園の具体的な進め方ということで、お話をさせていただきます。

一体的に整備をするということで申し上げました「仮称くにみ学園」基本構想、基本設計については、年度内をめどに策定をする予定でございます。なお、基本構想から基本設計を通じて、子育て世代の方々を中心とした構想策定委員会、あるいは住民ワークショップにより、意見交換を実施していきたいと考えています。令和5年度につきましては、実施設計を行い、令和6年度の着工を念頭に置いています。

なお、施工には相当の期間を要すると見込まれるため、開校は令和9年度または令

和10年度と想定をします。

ソフト面については、令和5年度に、校名、校章、校歌の検討、3歳から15歳までの教育課程、これのグランドデザインの検討を令和5年度に、令和6年度から令和7年度に、制服、通学路、スクールバスの運行体制、各教科・科目の教育課程の編成、地域との教育活動などの検討を想定しながら、住民ワークショップ、子どもたちとのワークショップなど、学園整備を生きた教材として進めることも大切な取組にしたいと考えています。

また、基本構想の策定においては、国見町官民共創コンソーシアム（共同体）の中で、教育に関連する知見、経験を持つ企業と協定を締結し、総務省の地域活性化起業人制度を活用して、社員の身分のまま委嘱し、協働して策定する予定で、本定例会に関連する予算を計上しています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 詳細に行程出ましたんで、ありがとうございました。

それで、先ほどのちょっと続きになりますけれども、今回の地震によって、先ほど、教育施設が壊れているところが大分あるという話であります。その中でも観月台文化センター、この体育館も含まれていると思うんですけども、各施設も修理するには相当な金額がかかると思うんですけども、復旧せずにそのままお終いというか、用途を廃止するというような施設があるならば、教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（東海林八重子君） お答えいたします。

今回の地震の被害でという中では、観月台体育館を予定しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 皆さんが一番集まる、観月台体育館が廃止といったことについては、後で使い方についてもいろいろ問われると思いますけれども、これは後で質問したいと思います。

続いて、いいですか、議長。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 続いて、今現在言われています教育施設、現在避難所としても大分使われておりますが、災害時の町民の安全を目的に、私が知っている限り19か所が指定されていると、こういうふうに覚えておりますけれども、基本的に避難というのは、徒歩避難はしておりますけれども、各地区の中央集会施設がなくなった場合、避難対応に支障がないか、それをお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

防災計画による避難所につきましては、観月台文化センター、ただいま体育館は今使えないということをお話しましたが、さらには小中学校、地区のセンターな

ど20か所、観月台体育館を除くと19か所ということになりますが、指定されております。

このうち、国見小学校体育館、さらには柏葉体育館につきましては、引き続き利用可能なため、避難所としての対応については支障ないと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 避難には支障はないということですので、次の質問に入らせていただきます。

当町の温暖化対策の取組について伺いたいと思います。

地球規模で温暖化が進んでいるのは、毎年、異常なほどに温度が上がったり、ゲリラ豪雨や大雪など、今までにないことを肌で感じております。地球温暖化対策として、気候変動問題に関する国際的な取組、いわゆるパリ協定で、各国が排出削減に取り組むことを目的に、2015年に採択されました。世界の平均気温上昇を今後1.5度以内に抑え、努力目標であることは承知のことです。

これを踏まえて、福島県も2050年度までに、温室効果ガス排出ゼロによる脱炭素社会の実現に向け、カーボンニュートラルの取組を具体的に発表しております。それによりますと、産業、運輸、民生業務、民生家庭、廃棄物・その他の5部門に分類されます。報道によりますと、家庭での温室効果ガスを2013年までに比べ、2030年度には、部門ごとにある目標はいろいろありますけれども、直結する一般家庭からの温室効果ガスの排出量を63%減を目指しています。63%減というのは、トン数にしますと、報道によりますと、224万4000トン削減しなければならないと、このように書かれております。この数字を急に言われても、なかなか私も分かりませんので、ちょっと福島県全体で、小学校にプール、25メートルのあるんですけども、これに換算しますと約1万2800個、これくらいが相当する計算になります。

それらも踏まえて、当町での取組は、公共施設の太陽光パネルの設置、それから、照明灯のLED化など積極的に実施しておりますが、これだけでは到底足りないと思っております。最近では、役場に水素自動車を導入して、当町の取組の意欲を感じます。具体的に事業者や町民に、どのように国見町の行程表を示し、理解を得るのか、お答えいただきたいと思います。まず、当町の温暖化対策についての具体的な削減目標を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

第6次国見町総合計画におきましては、循環再生型社会の実現として、重要業績評価指標、KPIと言われているものに1人当たりのごみの排出量について、10年間で約20%削減することを掲げております。

これが具体的な内容となります。以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 国見町は10年間で20%という話ですけれども、これも平成28年度、福島県の1人当たりの排出量、これ47都道府県中45番目なんですよ、下から2番目。排出量についてですね。ですからワーストツーなんです。直近の報道によりますと、これは四捨五入すると最下位であるというような報道もあります。

今現在、当町の排出量がどのくらいになっているか、分かれば伺いたいと思います。
議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） すみません、CO₂の排出量ということでよろしいでしょうか。

（発言する声あり）

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

こちらについては環境省の発表でございますが、国見町について、令和2年度のCO₂の排出量ということで、6万1000t-CO₂という結果と聞いております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） まだ排出量も確認、きちっと把握していないようですけれども、次に移ります。

当町の、これはどこでもそうなのですけれども、当町の事業者、事業主というんですかね、及び学校についての取組について伺いたいと思います。

これは、事業所並びに学校が、昨年までに実施された福島議定書、この福島議定書は今日の新聞によると、なかなか読みづらいということでゼロカーボン宣言と直っていたようで、今日の新聞に書かれておりましたけれども、今は福島議定書と読ませていただきます。

そうしますと、事業所では1,814事業所、学校では354の参加があり、これを全部トータルしますと、240世帯分の1年間の排出量に当たる9,500トンの二酸化炭素が削減されていると、こういう報告があります。これも先ほどのプールに例えますと、大体25メートルプール54個分くらいに相当します。

それで、当町の事業所並びに学校の福島議定書の加入状況について、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

ただいまお話ありましたとおり、福島議定書につきましては、今年度からふくしまゼロカーボン宣言という制度になっております。当町の加入動向でございますけれども、企業版と学校版がありまして、国見小学校はまだこの宣言をしておらず、現在、コロナの対応もありまして、宣言にはいたらないかと考えております。

さらに事業所につきましては、例えば生協とか農協とか、中央の事務所がその宣言をしており、その支店がありますけれども、それ以外の企業として、ゼロカーボンの宣言をしたというのは、私のほうでは承知しておりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の答弁のように、なかなか確認されていないことを、私が聞くのもなかなかちょっと厳しいかなと思っておりますけれども、これやっぱりやらなきゃならない、2030年といいますと、今2022年ですから、もう七、八年しかないですね。

そこでちょっと厳しいですけれども、お話を続けさせていただきます。

環境に優しい生活を推進する取組について伺いたいと思います。

これも福島県によりますと、私たちがすぐにできることは、家庭で水道を止めれば、1世帯で大体30.3キロ、家族で入浴を時間を空けずにすれば87キロ効果があると、こう言われています。実践的なことについては、それぞれの家庭で行っているかと思っておりますけれども、川俣町は2021年7月に、川俣町地域まるごと省エネ計画を昨年公表し、川俣町地球温暖化対策実行計画を出しております。

それによりますと、再生可能エネルギーの導入促進に対する補助金を支給していると。これも今後も継続して支給すると。来年度、今年になるのかな、蓄電池設置についても補助金を追加し、町全体で再生可能エネルギーを促進していると。この取組については、桑折町でも同じようにしておるんですけれども、国見町については、その辺は、太陽光発電エネルギーについて、補助金制度については条例はあるんですけども、やっていないというような話を聞くんですけれども、それは本当ですか。ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 町単独で上乘せという補助につきましては、平成29年で打ち切っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 福島県も近くの市町村もいろいろ対策をしているんで、ぜひ国見町も検討方、お願いしたいと思います。

4番目に入りますけれども、当町の太陽光発電、全世帯でこれ何%占めているか伺いたいんですけれども、分かれば。逆に何戸くらい、ソーラーパネルですか、やっているか。どちらでもいいですから、教えていただきたいと思う。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

環境省では、電力の固定価格買取制度（FIT）により、自治体ごとに太陽光発電の数値を公表しております。

国見町は令和2年度の数値になりますけれども、一般家庭では350棟、事業所など、大型発電装置については56基が設置されております。発電量につきましては、一般家庭で1,914MWhであり、さらには、大型発電装置で1万8450MWh、合計で2万384MWhという数量が出ております。

国見町の年間の電気使用量が4万6513MWhですので、太陽光が占める割合に

については43.8%という数字でございます。これは福島県が全体で33%、近隣だと伊達市が10.8%、桑折町が9.3%ですから、国見町の太陽光発電の割合は、非常に高位だということが言えると思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ありがとうございました。

今、課長からお話あったように、国見町は本当に太陽光発電の設置率が多いんですよ。ぜひ、補助金も途切れがなくやっていただければなと思っています。

あと、2030年から、新築住宅には太陽光発電が義務化だというような議論もされていますけれども、その辺も踏まえて、よろしくご検討方、お願いしたいなと思います。

5番に入りますけれども、当町の太陽光発電、それから風力発電、地熱発電の取組について伺いたいんですけれども、聞くところによると、国見町、福島市、桑折町、白石市、ここの4つですか、最大6万キロワットの風力発電の計画があったと。そのように聞いておりますけれども、その後、状況はどうなったのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

風力発電については、現在1社が建設に向けて準備を進めておりますが、さらに1社から相談が寄せられているという状況でございます。また、地熱発電については、動きについてはございません。

さらに、現在SDGsの理念に基づいて、今年度、国見町においては、国の補助を利用して、自家消費型カーボンニュートラル調査事業、この事業を実施したいと考えております。この事業内容につきましては、地域の特性を生かして、風力ですとか小水力、さらには地下熱、バイオマスといった様々な再生エネルギーの導入の可能性を調査するということになり、脱炭素に向けたモデルケースを検討したい。以上のところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 最後になりますけれども、これは宣言ですから町長にお話ししていただきたいんですけれども、環境省の発表では、2021年3月の時点で35都道府県、329自治体がゼロ宣言を行っております。福島県では、福島市、郡山市、本宮市、大熊町、浪江町、広野町、檜葉町、この7市町が表明しております。この宣言については、それなりの覚悟と責任が必要かと思いますが、国見町のために、町長はどのように思うかお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

2050年までに、二酸化炭素の排出を実質ゼロにするという表明は、今、議員が

おっしゃったような自治体でしております。国見町は、太陽光による再生エネルギーの導入が高い反面、排出では削減が難しい運輸部門、こういった産業が占める割合、これが高いという状況にもなっています。二酸化炭素排出実質ゼロの表明は、国見町も当然すべきだと思っています。しようと思えば、今日にでもできることかもしれません。

しかし、人口8,500人の、一般会計当初予算54億円の規模の国見町がすべきこと、それは軽々しくゼロ表明をすることではなくて、国の本気度、これを見極めながら活用できる補助事業、これを探して、着実に温暖化対策を積み上げるという、そういった選択だと思っています。また、第6次国見町総合計画に掲げたことを核にして、地球環境問題へのアプローチの仕方を議論し、結論し、国見町の豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐ。こういった役割をしっかりと果たしていくべきだと思っています。

再度申し上げますが、この宣言をする気になれば今日にでもできます。ただ、その前に、町としての責任をしっかりと果たす。その責務を我々は果たしてからでないと軽々しくはできないという、そういった判断をしています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ありがとうございます。

町長にそのお話をしてもらうに、それなりの覚悟と責任はあるというふうな前振りをしてからお話していたんで、私も簡単にゼロ宣言というのはできるものではないとは思いますが、この流れの中で、どのように考えているか伺ったんで、大変貴重な意見、ありがとうございました。

これで私のほうからの質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時25分まで休議いたします。

(午前11時16分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午前11時25分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 次に、3番宍戸武志君。

宍戸武志君。

(3番宍戸武志君 登壇)

3番（宍戸武志君） それでは、通告した一般質問通告書のとおり質問したいと思います。

まずは、当町の人口減少、その問題と対策と。これについては、私、参考資料としまして、主に「地方消滅」、副題が「市町村が消える前に何をすべきか」、これは増

田寛也さんが総務大臣、岩手県知事、今、郵政の社長をやっております。その本を主に参考にさせていただいて。それと、国見町の第6次国見町総合計画、第2期国見町子ども・子育て支援事業計画、それと第5次後期計画、それを参考にさせていただいて質問をさせていただきます。

この問題については、私、先ほどは二本松の市議会選挙があったんですけども、その候補者に、市政最大の課題はというアンケートあったんですけども、少子化、人口減対策73%なんです。やはりこの問題については、どこの自治体も重きを置いているということでもあります。

それでは、人口減少問題は、我が国の問題でもあります。これは全国各地、そういう問題があります。総務省から、4月1日現在、市町村の子ども14歳以下の数と人口に占める割合が発表されました。当町は7.8%で、50市町村中47番目、県平均が11.3%、私は愕然としました。

ただ、出生率、平成30年度見ますと、1,000人が、人口1,000人当たりの年間出生数、国見町が3.2ですか、県が6.7、国が7.4ということで、これでも若干うなずける。ただし、これをずっと遡った数値を見ますと、大体そのような感覚で来ているんですよね。だから、これがやっぱり負のスパイラルになっていると思います。

この数字についてどう考えているのか。ちなみに、48位以下は大半が原子力災害地域と山間部地域で占めています。これは、どこの自治体も、いろんな対策打ってきたと思います。本気でやってきたと思うんですけども、人口減少、当町が人口減少への長期計画、対策に問題はなかったかを聞きたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 3番宍戸武志議員の質問にお答えします。

さきの3月定例会の3番議員の一般質問、加えて、本定例会、8番佐藤定男議員の一般質問へ答弁したとおりです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私、具体的に、これ漠然とこうなりましたとかでは、ちょっと済まないと思います。具体的に、この問題がなかったかどうか、具体的に聞きたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今の答弁のとおりです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） それでは答弁になっていないと思います。もう一度お願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

先ほどの答弁のとおりです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） それでは、次にまいりたいと思います。

人口減少の要因の中に、統計上、20歳から39歳の人口、女性人口が取り上げられております。今後、女性人口確保のため地方間競争が激化すると新聞の社説でも取り上げられております。当町の20歳から39歳の女性は何人か、また、女性確保の取組の具体策について、ありましたらお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 答弁の前に、人口減少の要因の一つに、女性人口、加えて20歳から39歳の女性人口と年齢を区切って限定していること、さらに、女性だけに人口を増やす役割を担わせていると思われかねない、この質問内容に違和感を覚えます。質問の理由、趣旨、これを簡潔に分かりやすく説明してください。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、なぜかと言いますと、先ほど申したように、「地方消滅」という本の中で、この20歳から39歳の女性の方の減少率、これに着目した本なんです。この本は、全国の各自治体のデータを網羅しましたデータ出ています。ただし、福島県は、原子力災害でデータが取れないということで、これは除かれております。

ちなみに、川崎町が、2010年、同じような規模だと思えますけれども、9,978人なんですけれども、2040年には6,539人、35%の減。それとともに、この20歳から39歳の女性人口、これが925人から380人、これが58.9%減になるのです。それが、人口というのは、結構予測当たらしいので、これを見て、全国各地の市町村の分析を行った結果、ですから私は、何人いるのかということでお答えして、それでは2040年、何人くらいになるのかということ、その質問です。何もその女性に限ってとかというのは関係ございませんので、統計上、そういう形で何人か知りたいということで、ご質問させてもらったわけです。ちょっとお答えをお願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） まず、人口減少、これが問題なのだと言いたい。ただ、そのために女性人口を云々というのは、それは間違っていると思います。確かに、生理学的に言えば、生物学的に言えば、子どもを産むのは女性ですが、その女性の、その性差に、人口減少の対応を求めるといえるのは、間違っていると思います。

誰が、何で、どんなところで発言したものを引用しているとしても、この議場で発言しているのは3番議員です。議場での発言の責任は、3番議員と、この議会が負います。それをご承知おきいただきたい。

答弁を求めているということですから、答弁します。

まず、その人口減少に関して、これは8番議員からも質問がありましたけれども、まず、子どもを増やす、それが、この国見町にとっての最重要課題ではないと思って

います。ここに住んでいる人が幸せを感じる、これがまず優先されるべき事項だと思っています。その上で答弁します。

まず、出産というのは、個人の自由な選択です。子どもを望みながら、将来への不安、働き方の制約、こういったことで諦めている家族もいます。要は、子どもが産みやすい、そういった社会、育てやすい社会をつくるのが肝要だと思っています。それは、年齢を区切った、女性人口が云々という話ではないと思います。

出生率の低下というのは、先ほども8番議員にも答弁していますが、直近で言えば、この6年間ずっと続いています。5、6年前の解散総選挙、このときの名分は、少子化は国難だという言葉を使っていました。晩婚化であったり晩産化、これに加えて、婚姻数そのものも減っています。昨年度は最低だったのではなかったかと記憶をしています。

価値観の押しつけ、これはあってはなりません。ただ、希望をかなえる上での障害を取り除くこと、これは行政の大きな役割だと思っています。例えば、子育て世帯の経済的な負担を軽くすること。育児と仕事を両立できる環境づくりをすること。男性の育休取得率、これを上げること。雇用保険の加入要件を満たさない非正規雇用の人たち、この人たちをきちんとサポートすること。育休期間中の給付金や手当、これの拡充、こういったことを行政はしなければならないと思っています。

日本の政府が、初めて子育て支援、これを打ち出したのがエンゼルプランというものでした。これは、ここ直近の話ではありません。30年近く前の話です。ただ、国は、それをしっかりと実行しようとはしてこなかったように思います。それは、ひいては市町村の予算にも関係してくることでした。なかなかその実現ができなかったこと、こういった事実があります。

まずは、議員がおっしゃるような、人口を増やせば、女性人口を増やせば何とかするという話ではないと思います。産みたいのに産めない、そういった社会にしないこと、これが大切だと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、そういう言葉を、それはもう分かり切っている問題です。ただ、私、言いたいのは、こういう現実即して何をやるかということ、私はお聞きしたかっただけなので、そういうことはもう耳にたこができるほど聞いております。当町は、県平均以下なんですよね。その辺を私は聞きたいと思って申し上げております。

3番目です。当町の場合、男女とも働く場がないのが一因と考えられるし、女性就業率が高いと出生率も高い傾向にある。昔は専業主婦のほうが出生率が高いということで、今はもう逆みたいなんです。原点に戻り、産業誘致型方式を導入してはどうかと。農業振興に私は異論はない。このために、都市計画を見直し、バランスの取れた産業構造を再構築すべきと考える。財務で言えばポートフォリオ、これをどうするか。

これ、地場、資源を活用した地場産業の育成と誘致があると思います。その中では、大分前に都市計画が定められて、その後あまり変更されていないということで、当町は面積が少ないので大変だと思うんですけども、その辺の見直し等を考えていかないと、今後、財政の問題にも関わってくるんですよね。財政の力がないと、幾らこれやりたい、あれやりたいと言っても、できないという問題が発生します。この辺どう考えているのか、お聞かせお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

企業誘致に関しましては、町が工業団地等を開発し、事業所を誘致するような取組は、財政基盤の弱い小さい町では、リスクが大きくなじまないというふうに考えております。個別の案件があった場合には対応します。

また、都市計画の見直しについては、農地の保全等により、現状を大きく変えるような考えはございません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） それでは、4番にいきます。

当町の人口減少は、数字となって表れています。人口減少率が少ないのは、首都圏、それと南のほうです。多いのが、北海道、東北なんです。均一に人口減少が少なくなるとかは分かるんですけども、そういう少ない自治体はより少なくなっていくという傾向があるということは、現実としてあると思います。現実を受け止め、具体的に何をやっていくか検討していくことが必要になると思います。

子どもの人口比率、先ほど言ったんですけども、やはり子どもがいないと、活性化というか、町に活気がないんですよね。この辺もどう取り組んでいくのか、お聞かせお願いしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

第6次国見町総合計画、そして、現在策定している過疎地域持続的発展計画の各種施策を着実に進め、「命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち」、これを実現することによって、人口減少が抑えられるものと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 補足して答弁します。

確かに、人口減少、これは大変な課題だという認識は、当然我々行政も持っています。ただ、これも8番議員の質問に答えている中でお伝えはしていることなんですけど、何か一つをやれば、それで皆解決するかといたら、そうではないということ。その解決策を、今、持続化計画の中でもんでいるということ。

この内容については、素案ができた時点で、議員の皆さんにお示しをして、そして意見をいただく、そういう過程になっています。今、その専門部会で議論をしている

最中ですから、我々行政の側で、こうだあだと言ってしまうと、その専門部会での意見の出方に制約をかけてしまう。それは、この国見に住んでいる人たちの代表として、その専門部会に出席をしている委員の言論を、言論の自由、意見の表出の仕方を制限してしまう。これは、民意の反映にはならないと思っています。

責任は行政が負います。議会も負います。ただし、その責任の転嫁を誰かのせいにしたいとは思わない。であればこそ、今、3番議員がいろいろ質問なさっている内容についても当然含まれます。ただ、それだけではないということ。その解決のために、今、行政も専門部会の委員も汗を流している、かいているという、それをご理解いただきたい。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、この問題については、率直に統計上、数字が出ているわけですね。それをやっぱり受け止めないと、次の政策に移れないと思います。ただ抽象的に優しく、優しいまちづくりとかって言っても、それはちょっと前進しないんじゃないかなと思います。

それと、最後なんですけれども、私、政治、行政、住民が、この事実をきちんと認識して、緊張感を持って政策等を遂行しないと、まただらっという形で10年、20年、30年過ぎていく。この辺は、きちっと具体的な対応をやっていただかないと、抽象的になるとまた同じような負のスパイラルがどんどん加速するという形になりまして、この辺を留意していただきたいと思います。

次の質問です。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 今のご意見でございますけれども、当然、行政もその数字というのは認識しております。ただ、その認識の仕方が、議員と行政の間で齟齬があるのかもしれないし、差異があるのかもしれない。

ただ、町の問題として、この行政がしっかりと取り組む、前向きに取り組む、その意志だけはきちんとお伝えをしたい。そして、その結果がもうすぐ出ます。そのところをきちんとご理解いただきたい。よろしくお願いします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） それでは、次の質問にいきます。

当町のインクルーシブ教育についてでございます。

SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」と、学ぶ環境を整える必要があるとうたわれています。その一つに、インクルーシブ教育も含まれます。インクルーシブ教育、皆さんご存じだと思いますけれども、障害を持つ子どもへの新しい教育法であり、通常学級に在籍させ、障害のない子どもたちと同様に教育、指導するということが定義されております。

この質問をさせていただくにあたって、主に「特別支援教育からインクルーシブ教育への展望」という書籍等、それと第6次国見町障がい者福祉計画を参考にさせてい

ただいております。

これについて、昨日、新聞で大玉村が障害者との共生社会の条例提案すると、6月ですね。これにもつながるのではないかなと思います。

1番目、当町では、障害を持つ子どもたちは何人いるか、そのうち何人、当町で教育を受けているか、差し支えない範囲でお答えをお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

障害を持つ児童生徒は48人います。このうち、国見小学校、県北中学校に通学している児童生徒は40人です。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私、この教育に携わっている人にお聞きしたんですけれども、国見町は受け入れている率が高いということをお聞きしました。安心しました。

また、この問題、3月の不登校、小学校8名、中学校20名いるということで、この点についても、インクルーシブ教育が効果があるということも分かっております。

では、次、2番目ですけれども、当町でのインクルーシブ教育の取組、推進、位置づけをお聞かせをお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

第6次総合計画は、子どもたち一人一人が必要に応じた支援を受け、豊かな学びを保障するために、多様な専門スタッフの充実を図るとしております。

また、国見の教育ビジョン2021の第5章は、誰一人取り残さない包摂性の理念を最大限尊重し、「質の高い教育をみんなに」とSDGsの4番目のゴールを中心に教育施策を整備していくとしています。加えて、第6章は、「生きる力をはぐくむまち」、個に応じた支援に取り組むとしております。

具体的には、子どもの発達特性や家庭環境などで学校生活への適応が困難な子どもに対応するために、スクールカウンセラーを小中学校にそれぞれ1名、スクールソーシャルワーカーを両学校で1名、そして、特別支援学級には、担任教員のほかに特別支援教育支援員を配置しております。この特別支援教育支援員は、小学校に6名、中学校に2名おります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 各個人に合った教育の実施をお願いしたいなど。

特に、小学校1年生の教育が大事だということも書かれております。ここでつまずくと、ずっとつまずいてしまうと。小学校の課程でも、進んでいる子、進んでいない子いるんですけれども、ここをきちっと押さえれば、高学年になるにつれて、子どもたちもそんなに困らないと思います。この辺のつまずきをなくしていただきたい。

ですから、各人に合った教育をお願いしたいなど、画一的でなく、お願いしたいな

と思います。

次、3番目なんですけれども、平成19年4月1日の学校教育法改正から、特別支援教育体制の整備が進んでおり、当町でも校内委員会が設置されていると推察いたします。特別支援教育コーディネーターが機能し、校内委員会が実質的に機能していると考えます。

当町は、小規模校、小規模学級ならではのメリットを受けつつ、どのように発展させていくのか。デメリットではなく、逆に教育についてはメリットという形で、この辺をどう享受していくのか、お聞かせお願いしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

心身に障害を有する児童生徒の実態を正しく把握し、障害の種類、程度や能力に応じた教育を行うことを目的に、小中学校の就学指導計画の下、特別支援コーディネーターを核に就学指導委員会を設置し、指導にあたっております。

国見町の特色として、担任はもちろん、全教職員で学びの保障に取り組むとともに、ほけん課、福祉課の保健師、社会福祉士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携して教育相談やケース会議を開催し、家庭を含めた個別の計画による支援を行っております。小中学校が1校ずつの強みを生かし、個に応じた学びをつくっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） あと、学校評価でも、特別支援教育に関する項目も設定していただきたいなと思います。

次、4番目にいきます。

障害のあるなしに関わらず、それぞれにとって最適な教育が地域密着で受けられること、子どもたちも多様な価値観をお互いに認め合い、相互に尊重し合う態度を身につけるのが理想的な教育と私は考えております。そのような教育を受けた子どもたちは、やはり心豊かな人生を生きていくんだと思います。

このインクルーシブ教育も、基礎学力の向上も不登校の予防に、それと、いじめ問題のある程度の解消にもなるとうたっております。ぜひ今後、よりインクルーシブ教育の推進をお願いしたいなと思っております。よろしく申し上げます。これについては、最後、決意表明でも良いんですけれども、お願いしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをします。

特別支援学級の児童生徒は、集団での行動や専門教科を学ぶため、技能教科を中心に通常学級に入り、一緒に学習をしています。加えて、特別支援教育支援員と一緒に通常学級に入って、教育活動全てにおいて、情緒の安定を図りながら、通常学級児童生徒とのかけ橋になっています。

この町独自の特別支援教育支援員の存在は、対象の児童生徒の学校生活での学びの

保障はもちろん、通常学級の児童生徒との交流、そして、通常学級の児童生徒の学びの保障にも大きな役割を担っていると考えています。

インクルーシブ教育は、障害のあるなしに関わらず、一人一人の子どもたちの納得と達成感が充足をされることですから、これを目指した教育を進めていきたいと思っています。

ただ、特別支援学級か、あるいは通常学級かなどの選択については、子どもを真ん中に、保護者、学校、教育委員会が、教育相談などを通じて判断をしていくということになります。その判断を最大限尊重し、環境を整えることで、子どもに寄り添った教育に努めていくということと考えています。

先ほど、議員からは、小学校の小さいときからしっかりと対応すれば、高学年でよくなるというような発言がありましたが、子どもたちの思い、さらには家庭、保護者の思いというものがありますので、一律にこういうふうにしてということではありません。あくまでも保護者、子どもさん、そして学校、教育委員会、それらが一体になって相談をしながら判断をしていくということが、とても大切だと思っています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、そのとおりだと思ひまして、この町はインクルーシブ教育が熱心な町だと、この町にいればインクルーシブ教育が受けられるということで、もうこれも一つのメリットというか、少子化対策にもつながるのではないかと、安心して子どもが育てられるということにもつながっていくのではないかなと思います。ぜひ、このインクルーシブ教育、国見町においては、先進的な取組をお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

(午後0時02分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、10番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

(10番渡辺勝弘君 登壇)

10番（渡辺勝弘君） 令和4年第2回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、くにみ農業ビジネス訓練所の事業と今後の在り方についてであります。

平成29年度より事業を行っているくにみ農業ビジネス訓練所は、約3年間は地方創生推進交付金で町の一般財源を軽減しておりましたが、令和2年度より一般財源の投入が増加しております。特に、令和4年の計画になると、ある程度のことが出ておりますけれども、訓練所となれば、国及び県からの新たな補助金を申請すべきではないでしょうか。また、法人化も考えるべきだと思っておりますけれども、その点について、町の考えをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 10番渡辺勝弘議員のご質問にお答えします。

くにみ農業ビジネス訓練所は、国見町の基幹産業である農業の新たな担い手を育成することを目的とした研修施設として、平成30年4月に開所した公共施設です。

運営にあたっては、町一般財源の負担が増加しないよう、採択可能な国、県の補助事業があれば、町は積極的に活用します。今年度は、就農希望者をサポートするための体制構築に向けた補助金を申請し、国から75万円、県から50万円、合計125万円の補助金が新たに交付される予定です。

また、くにみ農業ビジネス訓練所を設置した本旨を実現するための一つの方策として考えられる法人化については、今後検討いたします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長からの答弁で、やはり基幹産業の農業ということでありますし、今後とも法人化のほうは考えていただくという答弁をいただきましたので、その方向を見ていただければと思います。

そして、今まで様々な、今の答弁でも様々な考えがあると思います。しかし、この3年間の間に、先ほども申しましたように、地方創生推進交付金が打ち切られることは、もう既に分かっていたと思っております。その間に、課長が様々な考えをされていると思っていましたけれども、3年後になり、やはりという状態が分かっていたら、そのときの対策を考えていたのか、その点について再度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

交付金打ち切り後の対策になりますと、まずは国、県の新たな補助金を活用すること、さらには、ふるさと振興基金を活用すること、また、農産物の販売収入を増やすことなどが考えられます。

なお、くにみ農業ビジネス訓練所については、新たな担い手を育成することを目的とした研修施設であり、営利目的ではないことをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 確かに営利目的ではなく、先行投資であることは、今の答弁でも理解はできますけれども、今後起こり得る災害での施設復旧、今回の地震においても、それなりの被害が被られたと、被害があったこともありますし、また、あそこで使っ

ているトラクターでも何でも農業資材でも、やはり維持管理費などは年々増えてくると思います。その施設全体の維持をすることは、さらに困難になってしまうのではないかと思うが、その点について、国と県に対しての要望はどのように考えているのか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

町が覚悟を決めて整備した公共施設である以上、目的達成のために必要な財源は、引き続きしっかりと確保しながら、施設を維持してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長からの答弁をいただきまして、今後も、その限りある資源とどうか、施設を維持していくことを考えているということでもありますけれども、やはり約2000万円の経費がかかっております。先ほども申しましたけれども、農業販売収入だけで、今ある現状を打開するには、ふるさと振興基金を繰入れしていると、今後も厳しい状況が続くであろうと思います。そのためにも、再度考えていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

基幹産業である農業の担い手の育成として、UJIターン、新規就農者を育成する事業を展開していると、先ほどの答弁にもありましたけれども、UJIターンとして農業を始める方はまだまだ少ないです。そのためにも、情報を発信して事業内容を周知するべきではないかと考えていますが、その考えについてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

次世代を担う農業者を育成するための研修施設を町村単位で設置しているのは、県内では国見町だけです。規模が小さいからこそ、研修生へのきめ細かな指導が可能で、この有利性を全国に発信することが重要だと考えてございます。

町ホームページに、くにみ農業ビジネス訓練所の専用ページを設けていること、フェイスブックで日々の研修状況を発信していることに加えて、新たに、長期研修生のOBで組織をするあつかし農友会でも、活動内容をフェイスブックで今後発信する予定となっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 確かに、急に人数が、今、4人ですか、令和4年に限っては4人の長期研修生さんがいるということでもありますけれども、やはり急に人数を増やしていくことが事業の目的ではないということは分かりました。やはりこの農業基盤を大きくするため、長い展望を考えていることは、理解できております。

しかしながら、やはり先ほどと同じこととなりますけれども、2000万円近くの経費をかけているんだと。そして、今は4人ですけれども、4人の研修生を受け入れ

ているという形で、農業基盤をやっていくんだということはありますけれども、事業の内容がまだまだ不十分ではないかなと。今、いろいろな方法で今後やっていくんだと言っておりますけれども、それでは不十分ではないかと感じられますけれども、その点について再度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

くにみ農業ビジネス訓練所の取組みについては、認知度を高められるよう、情報発信を行いながら広く周知をしていきたいと考えています。

なお、長期研修生以外に、座学研修を中心とした短期研修生として6名も受入れをしております。

また、コロナ禍でここ2年間は休止をしておりますが、親子による体験研修も行い、農業の魅力を広める取組みなども行っています。

さらに、農業と福祉を絡めた農福連携の取組みも検討し、農業の魅力をより一層広めていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長からのいろいろな考え、いろいろな取組を、今後、考えているんだということを聞いて、大変安心できるなと思っております。

また、やはり地元でUターンをして農業を始めた方も、訓練所に期待をしております。しかし、農作物をつくることで、そこに入る意味がないと、勝手に自分たちの中で、そう決めていらっしゃる方もいるということを知りますと、やはりこの訓練所は、様々な野菜づくりの実践を通じて、優れた農業技術と経営感覚を備えた稼げる農業を目指す農業者を育成する場であるということは、まだ理解されていないということではないかと思っております。

では、今後、訓練所に入講するメリットがないという方に対してどのような周知をしていくのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

新規で農業を始める場合、大きく2パターンがあると思っております。1つ目は、親の農地を引き継ぐ親元就農、さらには、全くの新規参入による就農、この2つがあるのではないかなと考えてございます。

親元就農であれば、身近に教えてくれる人がいますのでよろしいのですが、新規参入で就農を希望する方にとっては、くにみ農業ビジネス訓練所で長期研修を受けることで、国から年間150万円の給付金を受けながら技術と知識を得られるなど、非常に有意義でありメリットがあると思っております。こういった点をもっともっとPRをしながら、研修生の確保に今後努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいま課長からの答弁をいただきました。大変ありがたく思っております。一人でも多くの方々が理解をしていただけますようお願い申し上げます。では、次の質問です。

稼げる農業のビジネスモデルとして構築しておりますけれども、鉄骨ハウスでミニトマトを生産して、道の駅等で農産物販売収入となっているのでは、つくっているだけで、稼げる農業にはなっていないのではないかと考えるが、その点について町の考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

くにも農業ビジネス訓練所の設置目的については、先ほど答弁したとおりで、利益を上げるための施設ではないということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今回の課長の言っている稼げる農業と、施設で儲けるということの意味合いではなくて、農業者一人一人が稼げる農業を育てる場所ではないかなと思っておりますので、あくまでも施設はイベントで儲ける施設ではないというのは理解できますけれども、農業者を育てる、稼げる農業は、こういうことをやると稼げるんですよ、農業で食べていけるんですよということを示す場所だと私は思っておりますので、その辺はちょっと答弁の違いがあるかなと思っております。

やはり、中身についてまだ説明進めていきますけれども、やはりこの施設を始めての養液栽培のために、そのときの当時、一番簡単なのはミニトマトであると。ミニトマトの養液栽培とした経過は理解できます。しかしながら、先ほども言っています新規農業者になりたいという方は、莫大な経費、鉄骨のハウスを造るとか、そのようなことをしてミニトマトを生産するだけの就農者はいないと考えます、私は。となれば、やはり現状は道の駅等に出荷するだけで、そのお手伝いをしているんでないかと考えるのではないかなと思っております。

やはり稼げる農業ということは、イコール長期就農者は意欲がなくなってしまうと、こういうことで稼げる農業だと勘違いをしているのでは、懸念するのではないかなと思うので、その考え方について、課長はどう思いますか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

新規就農時の不安要素の一つとして考えられるのは、やはり設備投資に向けた資金繰りが考えられると思います。当然、鉄骨ハウスを建てるとなれば、相当の費用がかかりますので、新規就農する場合には、やはり最初からは難しいと思います。国では、今年度から新たな補助制度を設けてございます。補助対象事業費の上限1000万円に対して、補助率4分の3で農業施設や農業機械を導入できる、そんな補助事業が今年度から国のほうで創設をされてございます。

新規就農を志す方の意欲が衰退しないよう、町でも関係機関と連携しながら、長期

研修生の相談に乗るなどして、しっかりサポートをしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長から、今後の国の政策、補助金のやり方とか、いろいろなものがあるんだということをお聞きしました。

やっぱりこれからの農業者を育てるのであれば、先ほどから申し上げていますがけれども、稼げる農業、つまり農業で暮らしが立てられる、農業で暮らしても、子どもをつくっていても、結婚をしていても、農業で暮らしていけるんだということに重点を置くべきだと思っております。やはり農業者を育てるのは、儲けがあって農業ができるんだということなんですから、その点にはもっと重点を置くべきでないかと思いたすけれども、その点について再度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

農業は稼げないとするイメージがあるとすれば、それは間違いだと思っております。しっかりとしたビジョンを持って、消費者に喜ばれる品質の高い農産物を生産し、稼げる農業を実践している農業者は、国見町にもたくさんいます。

稼げる農業の実践が進めば、農業を目指す若い人も増え、将来的な担い手不足の解消にもつながりますので、町でもしっかりとこの点については、今後とも取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長から考えというか、イコール町の考えだと思っておりますので、大変良い話を聞いて、国見町の農業者が一生懸命やっているということは、私も十分分かっております。今後とも注視してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、次の質問です。

当町における、農業所得の高い果樹であるモモの栽培を研修するようになるべきではないかと思っておりますけれども、その点について、町の考えがどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

くにみ農業ビジネス訓練所の敷地内では、親元就農以外で新たに農業を始めやすい野菜の研修を行っていますが、果樹や稲作の研修の方法としては、くにみ農業ビジネス訓練所が仲立をして、果樹や稲作農家に長期研修生を派遣することで対応したいと考えています。こうすることで、全ての農作物の研修を希望する新規就農者の受入れが可能になります。このことをもっとアピールして、全ての農産物の新規就農希望者の受入れを進めていきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） やはり先ほどからお願いしているとか言っていることに、稼げる農業、やっぱりこの国見町で一番稼げている、利益を上げているというのはモモだと思います。果樹と言えば、モモ以外のものもありますけれども、やはりこれから年間を通して売上げとか、売上げイコール利益だとは思いますが、農業をやっている方でも、モモをやっている方が最も多いと思います。

やはりその方にいろいろな勉強をすると、そういう方向を見ているんだということは、やはり農業者、長期研修生の方に来ていただいて、いろんな方向を、いろんな方法をやっているんだということをもう勉強しながら、そこに行って、本当にモモをつくるのが楽しいんだと、あるいはモモはこういうふうに面白くできるんだというものを体験させる。そして、おいしいものをつくるんだということを付け加えて、稼げる農業につなげてもらえれば良いかなと思っております。

次の質問にいきます。再質問になりますけれども、やはり稼げる農業として考えるならば、やはり先ほども言ったように初期投資の少ない果樹、モモですけれども、ここであえて、ビニールハウス栽培による野菜栽培、つまり鉄骨ハウスでつくっているミニトマト以外のものをビニールハウス内で生産していると思うんですが、その点については、稼げる農業として考えているのか、その辺を見ているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

ビジネス訓練所を整備する前に、道の駅あつかしの郷を町では整備をしました。その1年後に訓練所ができたこととなりますが、道の駅を整備するときに課題となったのは、年間通して安定的に農産物を出荷できる体制がなかなか整っていないことでした。そこで、少量多品種の野菜栽培を行う新たな担い手を育成するための研修施設として、くにもみ農業ビジネス訓練所を整備した経過がございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の課長の答弁で、野菜、少量多品種にこだわった経緯は理解できますけれども、当町においては、やはり果樹栽培にこだわるべきではないかなと思っております。野菜栽培だけでは、この訓練所に入る意味がないということではないけれども、入ることによって、もっとものができるんだということを考えてみますと、やっぱり今後はどのように考えていくのか、野菜にある程度重点を置くのか、果樹のほうにも重点を置くのかを、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

町が果樹栽培にこだわっていないわけではありません。国見町の基幹産業は農業であり、その柱はやはりモモです。

先ほど答弁しましたとおり、モモの研修についても、くにみ農業ビジネス訓練所から派遣する形で受入れすることは可能となっておりますので、もし、モモの研修を希望される方がいれば、ぜひ町のほうにご紹介いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 大変ありがたい言葉をいただいて、やっぱりその方向に向かっていられる方もいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

では、次の質問です。

再度言いますが、稼げる農業者を育てるには、従来の果樹、当然モモも入りますが、果樹や野菜だけにこだわっては、農産物を生産するだけではなく、今まで栽培していない農作物、先ほど課長も言われましたように、少量多品種の農作物、そして、誰もがおいしいと言っていただけの農産物をつくれるのは、この訓練所ではないかと思ひますので、その点について考えているのかお伺ひします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

長期的な視点で、今まで栽培できなかった農産物、さらには、消費者が求める農産物の栽培を試験的に行うことは可能です。ですが、まずは、少量多品種の野菜栽培の作付体系をしっかりと構築することに専念し、それがかなった後に、関係機関と相談しながら、新たな農作物の生産を検討していきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長が言われたように、やはり少量多品種もその後、考えていくということですが、この訓練所においては、様々なものが考えられると思ひしております。

私、個人的な一例ですが、この地区で、当然福島県ですね、福島県ではつくられていなかったマンゴーとかパッションフルーツというような、普通考えられない南国フルーツ等に変えていくことで、やはりまずは、つくることを目的ではなくて、つくって売れる、売って利益を出すことなんですけれども、やはりそれであれば、それをやることによって、やっぱり成功すれば話題になる。そして、そこでおいしい、あるいはこれは食べてみたいというようになれば、稼げることにつながるのではないかと。

町では、あくまでもミニトマトというのに考えているのか、その辺はどういう考えがあるのか、お尋ねしたいと思ひます。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

先ほど答弁しましたとおり、まずは少量多品種の野菜栽培の作付体系をしっかりと構築することに専念し、その後、関係機関と相談しながら、必要に応じて新たな農

作物の栽培を検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 農業者が新たな農産物に挑戦することは、資金的にも困難だと思っております。やはり、そういうことで新たなことに挑戦できるのは、この近隣市町村にもない、やはりここにしかない訓練所が一番だと思っております。稼げる農業のきっかけになるのではないかなと思っておりますので、今後ともよくご検討いただければ幸いかなと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

農産物をつくることだけが農業の仕事ではなく、儲けられるビジネスを考えながら、誰にも負けないものをつくることでもあります。高く買っていただくことであることから、経営学も学べる訓練所であるべきではないかと思っておりますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

くにも農業ビジネス訓練所は、野菜栽培の実践研修と併せ、座学研修も行っています。座学研修は、植物成長の仕組み、土壌肥料、病害虫防除など、年間20回実施しています。このうち4回は、連携協定を締結している福島大学食農学類の教授による農業経営の座学研修となっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の課長の答弁では、農業というか土をつくる、農業をするための重要なことはやっている、知識を習得しているということですが、そのほかに経営学という部分に限っては、もっと具体的に何をしているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

農業経営の具体的な研修ということになりますが、内容としましては、農業簿記の基礎知識を習得するための座学研修となっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の答弁の中では、やっぱり農業をするのに簿記ですね、経営をするの計算上の中の簿記ということなものですから、それはそれで必要なものだと思いますし、それはあって当たり前とは言いませんけれども、しょうがないなと思いますけれども、やはりそこに数字を上げていく経営ということになれば、やはりお金のもうかる経営としてはどうするんだということで、やはり実質的にはちょっと簿記だけでは足りないのではないかなと。

やはり簿記というのは経理ですから、このぐらいの経費があつて、このぐらい

のことがあって、このぐらい利益が出ましたよというだけの、結果的には経営簿記をつけることによって、そういうことが分かるということだけなので、それは、どんな農業でも、どんな農業者でも皆さんやっつけらっしゃるということだと思っんです。それを、ただ、改めてそこで教えるというのでは、プラスアルファここでは、この簿記以外に何かあるのか、簿記以外にプラスして何かあってあるのかなというの部分は考えているのか、ちょっとそこの部分をもう一度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

農業経営の座学として、農業簿記を行ってございます。長期研修生の皆さんは、やはり新規就農、初めてということもありまして、日々勉強しております。

その中で、いきなり最初からハードルを上げて、農業経営の全てとなりますと、ちょっと難しい部分ありますので、まずは農業簿記からスタートして、その後、長期研修生OBでの組織も結成してございますので、そちらのほうで引き続き、必要に応じて別途、農業経営などの座学研修を行うことは可能かと思っています。

まず最初は、スタートですね、初期のところから支援をしてみたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私も先走りかなと、やっぱり簿記も覚えているだけなものですから、そこを言ってしまったんですけども、やっぱり初めての方は簿記をまず習得すると。その先にもいろんなものがあるということをお聞きしましたので、それで理解いたしました。

では、次に、ものづくりは、当然そこに入れば、ものづくりのプロになっていくと思います。むしろプロになっていただかないとしようがないんですけども、やはりもうけが少なくては、持続して就農することもできない。ましてや、結婚をして、そこに子どもを産んで育てるということは、ちょっと難しいというか無理になってしまいます。

そのためにも、先ほどから言っている、農業でもうけられる、できる利益が出るということは、その自分がつくっているものを消費者に農作物を買っていただく。つまり、そこで利益が出るということだと思っんですけれども、その点は、町はどのように買っていただける相手を、どのように支援策があるのかと思っんですけれども、そういうものは考えているのか、お尋ねしたいと思っんです。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

町では、モモなどのPR販売時に、生産者にも同行をいただき、丹精込めて生産した農産物のおいしさを、消費者と対話しながらPR販売を実施しています。おいしいと感じた購入者は、次もその生産者の農産物を購入したいとなり、継続的に毎年直接注文があるなど、PR販売を契機につながりが生まれ、それが継続していきます。

今年9月には、東京歌舞伎座の木挽町広場で物産展を開催します。販路拡大に向け、若い生産者にも同行をいただき、国見のおいしい農産物をPRしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 様々なPR事業をやっていくということが、今後とも続けると、そういう事業を続けていただけるのなら、継続してやっていただきたいなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

では、次の質問であります。

UJIターンの新規就農者を受け入れ、国見町に移住定住をしてもらうためには、住居もセットと考え、空き家のリノベーション資金の援助とか、受入れ体制をしっかりと整えるべきではないかと考えるが、町の考えをお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

国見町に移住定住して新規就農する場合、住居と農地の確保が必須です。

国見町は、国見町新規就農者定住支援協議会を設置し、新規就農に向けた相談、支援体制のワンストップ化に取り組むなど、スムーズな新規就農と就農後の定着に向けたサポート体制を整えました。この効果もあり、今年4月には、くにみ農業ビジネス訓練所の長期研修修了生2名が、国見町内の空き家に移住定住して新規就農しました。

現時点で、空き家リフォームに対する町単独の補助制度はありませんが、国、県の補助事業を紹介するなどのサポートは可能です。また、板橋南子育て住宅、今後整備されるリノベーションされた大坂住宅などへの入居も可能です。さらに、長期研修生に対する町営住宅の家賃補助制度、新規就農者への営農支援資金貸付制度などもございます。

このような取組みにより、くにみ農業ビジネス訓練所を核とした新規就農者の移住定住を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいま課長から言われたいろいろな支援策、いろいろなものを今、町でもいろいろ考えていらっしゃるということをお聞きして、大変うれしいなど、私的にはうれしいと思っております。

ただ、今後とも、そういう部分は私だけでなく、ここに入ってきてたいと、移住定住をしたいという方が本当に求めていることは何なのか、十二分に考えていただきたいと思っております。町では、今、言ったように十分だと、かえってこれ以上の支援策はないと考えているのか。思い切った支援策は、やはり先行投資、やはり来るか来ないか分からない人に全てのお金をつぎ込むのは、やはり爆弾とは申しませんが、お金をどぶに捨てるような感じになってしまうかもしれませんけれども、訓練所に入校して、移住定住をすれば、このような支援策があることを発信することが、移住定住の

要因の一つになるのではないかなと思っておりますので、その点を大いにPRをしていただければと思います。

最後の質問になります。

移住定住の新規就農者の方々が、できれば国見の農業ビジネスのモデルになっていただき、いずれは農業ビジネス訓練所の講師になっていただくことが、就農促進と担い手不足につながるのではないかと考えますが、その点について、町長の考えがあるのなら教えていただければと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

くにみ農業ビジネス訓練所は、実践研修は技術系の元県職員を採用して、座学研修はそれぞれの分野の識者に講師を依頼していますが、将来、くにみ農業ビジネス訓練所の長期研修修了生が講師となって戻ってくることがあれば、大変すばらしいことだと思っています。

今年4月に、長期研修修了生たちが、あつかし農友会を組織しました。この会は、就農後に孤立しがちな新規就農者が、同窓となる横のつながりを継続しながら、新たに先達たちとの縦のつながりも強め、おのおのが切磋琢磨し、スキルアップを図ることを目的としています。

あつかし農友会は、今年、就農1年目の成果を試すため、生産した新鮮な野菜を道の駅で販売するなど、ミニマルシェの開催を予定しています。また、6次化事業にも大きな興味を示していて、今後が期待されます。

国見町がすべきことは、人づくりです。国見町は、将来の農業を担う有望な若い意欲ある新規就農者をしっかりと見守り、支援し、育てていくこととします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長からの答弁をいただきましたけれども、やはり町としての考えということは、イコール町長の考えとして理解して良いと思うんですけれども、できれば町長の言葉から、この農業ビジネス訓練所を、このような形にしていくんだと。このビジネス訓練所は、このように変えていきたい。いや、このように発展させたいという意気込みについて、こういう考えを町長がお持ちだと思いますので、その考えを教えていただければと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

農業ビジネス訓練所の設置目的、これについては、もう当然この議会でも議論をされた上で、予算の執行を可決いただいているということ、まず、その前提に立って、また、こういった質問が出るということに、我々もちょっとどう答えて良いのかなという思いはあります。

ただ、農業ビジネス訓練所をなぜ造ったかという、その一番の根本は、道の駅です。道の駅ができたということは、販売する場所が、この国見町の中に新たにできるとい

うことでした。ところが、農業者は年々減っています。国見町の道の駅で、国見町産の農産物、これをつくる人がいなくなるというのは、それは本末転倒だろうと。売る場所を造っておきながら、農業後継者をきちんと育成しないのは、それは当然、本末転倒だろうということで、ちょっと年次は逆になりましたけれども、農業ビジネス訓練所を国から交付金を引っ張り出して造ったということ。

そういった経過を考えれば、当然この県内でも希有な施設ですよ。であれば、いろいろ質問の中にありましたけれども、いろんなことに挑戦をする、その研修の場所だと、施設だという捉え方を、きちんとまず我々が認知をするということ。その上で、まだ始めて、平成30年度ですから、まだ5年にもならない、そういった施設ですよ。であれば、まだ試行錯誤の施設でもあるということ。

幸いなことに、昨年度の研修生が2名、国見町内に移住をして新規就農者になったこと。これは、ここ10年、20年のこの国見町の農業を考えたときに、画期的なことだと思いませんか。それが、来年も再来年も続けば、農業を辞めてしまう人の数のほうが上回るのかもしれないけれども、着実に農業後継者を確保するという、そういった施設になるんだと思っています。あつかし農友会という組織もできました。

そういった総合的なことで見れば、当然、道の駅あるいは農業ビジネス訓練所、そして、その研修生たちの今後、そういったことを考えたときに、あの施設はどうするんだって言われたときに、財政負担は増えるのかもしれないけれども、町の財政負担は増えるのかもしれないけれども、そこはもう、きちんと覚悟を決めるべきだと思うんです。農業が基幹産業だと、ずっと言っている町なんです。そこはもう、しっかり議会も理解をしていただかないといけないなと思います。

交付金を見つけたらどうだという話もありましたけれども、それは当然、我々行政はやっています。やっているけれども、なかなかそれに合致したものがない。であれば、ある程度の財政支出は覚悟すべきだろうと思っています。

とにかく継続をすること、あの施設を継続させること、それが町の責任だろうと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 最後に、町長から考えが十分に聞けまして、ありがとうございました。

やはりここにもありますように、農業の担い手不足、あるいは商工業の全ての事業継続の担い手不足と、様々な問題が山積しております。これからも、新たな考えを持って事業に取り組んでいただくことをお願いを申し上げて、私からの質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（東海林一樹君） 次に、12番浅野富男君。

浅野富男君。

（12番浅野富男君 登壇）

12番（浅野富男君） 令和4年第2回定例会にあたりましての一般質問です。

1つ目は、特別障害者手当についてであります。

高齢化が進む中で、体力の衰えにより生活援助、いわゆる介護が必要とされる方が増える状況にあると思っております。また、何らかの要因で、身体に支障を抱えながらも生活している方もいらっしゃるかと思っております。一定の条件があるもののこうした障害のある方々に対して、特別障害者手当という制度があるものと思っております。毎月約2万7000円が支給される国の制度であります。この制度について、二、三尋ねてまいりたいと思います。

まず初めに、この制度は、重度の障害者、その家族にとっては一助となるものと思っておりますけれども、概要でどのような制度と言えるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

特別障害者手当は、重度の障害を持ち、常時介護を必要とされる方に支給されます。所得制限など、一定の要件はございますが、月額2万7350円が年4回に分けて支給されております。

なお、20歳以下の方につきましては、障害児福祉手当が支給されております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 先ほど国の制度と言いましたけれども、この支給の財源となるものはどんな形での負担になっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

こちらの手当につきましては、直接、国のほうから支給されますので、町のほうの支給等はございません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この制度でありますけれども、国のほうが4分の3、そして保健所管内にある市町村で4分の1というような、この負担割合になっているかと思っております。

それで、2番目の質問にまいりますけれども、現在、本町でこの制度により受給されている方々は何人になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

特別障害手当は15人、障害児福祉手当は3人の方が受給されております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） それで、次の質問にまいりたいというふうに思います。

18人が受給されているようですが、特別障害者についての規定といいますか、定義といいますか、どのような方々が特別障害者に当たることになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えします。

特別障害の認定要件につきましては、おおむね身体障害者1、2級または養育手帳A程度の障害であることと基準で定められております。また、障害の程度区分7項目のうち2項目以上該当すること、施設に入所していないこと、3か月以上継続して入院していないことなどが条件として挙げられます。

申請後は、認定の適否につきましては、県のほうで審査し、決定いたします。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） それで、二十歳以上ということでの日常活動において、常時特別の介護を要するというような方になるかというふうに思うんですが、この障害の認定については、どのような機関がどんな方法で行うのでしょうか。若干、今、答弁があったような気がするんですけども、もう一度お願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

県の嘱託医が審査し、県が決定いたします。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） それで、通告もしておりましたけれども、これはどんな方法によって認定というふうな形になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 申請書と、あとは医師からの診断書を基に、県の嘱託医のほうで審査し、決定いたします。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） それで、医師と、あと嘱託医の方々に審査をするということでもありますけれども、これは、いわゆる医師というふうなことになるかと、若干な主観なり何なりが入るんですけれども、そういったところの中での規定とか、そういうものはないのでしょうか。例えば、手足がどの程度不自由かというような形での規定というのは、ここにはないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

先ほど、7項目、項目があるということでお伝えしましたが、そちらのほう一つ読み上げたいと思います。両目の視力の和が0.02以下の者、矯正視力による者、両耳の聴力が補聴器を用いて音声を識別することができない程度の者など、7項目がございまして、こちらのほう2項目該当する方については、該当するような形となります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 7項目で審査というようなことです。

それで、この障害者を定義するという点において、この運用の中では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令という中にありまして、今、述べられた7項目のほかに、日常生活動作評価表ということもありまして、これが身体不自由障害、それから内部障害、精神の障害という形で、いろんな形の障害が全て含まれるものと思っておりますけれども、こういった形での障害の程度、これらは、町のほうでは認定の基準にはなっていないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 先ほどもお答えいたしました、障害者手帳おおむね1、2級程度、療育手帳A程度ということでの回答のほうさせていただいておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） それでは、1、2級程度の障害者手帳というふうなことになります。といいますと、5番目の質問にまいりますけれども、障害の程度については介護保険の要介護度4、5となりますと、相当量の介助が必要となるものと思っております。この方々については、どのような取扱いになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

介護保険で、要介護4または5の認定を受けた方が全て特別障害者に認定されるわけではなく、障害程度区分7項目のうち2項目以上に該当することが規定されております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 2項目とは、どのような項目になりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

障害程度区分7項目のうち2項目になりますので、先ほど読ませていただきました両目の視力の和が0.02以下の者から、以下の該当する者、2項目となります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） そうすると、その2項目というのは、先ほど答弁いただきました7項目の中のどれか2つに当てはまれば、特別障害者というようになるということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

県のほうからは、そのように通達されております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） それで、先ほどから定義された方々に支給されているものと思うんですけども、その中で今、介護保険の要介護4、5ということを申しましたけれども、この中で施設入所されている方は該当にはならないと思うんですが、そうした中でも有料老人ホーム、それからいわゆるグループホーム、認知症対応型の入所ということについては、これについては居宅サービスと介護保険の中では位置づけになっているものと思っておりますけれども、これは間違いでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

該当に、すみません、特別障害手当のほうですけれども、資格喪失になるのが養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所されている方になります。また、継続となる方は、浅野議員がおっしゃるとおり、小規模多機能型居宅介護支援事業所などを使っている方については、そのまま継続となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） そうしますと、障害者手帳は必ずしも必要ではないということになると思いますが、それでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

必須ではございませんが、おおむね障害者手帳をお持ちの方ということで、県のほうからは回答が来ております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） ということは、必須ではないということでもありますので、なくてもいいと理解をしたいと思えます。

それで、この制度なんですけれども申請制度となっております。これは、知らなければ申請はできないという形になるんですけども、周知はどのような内容で行っておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

障害者手帳、身体障害者手帳を交付する際に、冊子、チラシを配り、説明をしております。さらに、介護支援事業所にも制度を説明し、対象となられる方と思われる方に申請の勧奨をお願いしております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 申請するよとということ促しているということですけども、具体的に多分、説明はしているんだと思うんですけど、どういう方が当てはまるのか。そういうことまでは、やっていないというようなことになりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 介護支援事業所の方、ケアマネージャーさんのほうに、県等から来ておりますチラシ、冊子のほうを使いまして、説明をさしあげております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） そうしますと、県のほうから来ている冊子ということになりますと、今、申しました障害者手帳を持っていない方、当然、要介護度が4とか5となる方については、そういった措置は特別ありませんので、障害者手帳なんか持っている人は少ないと思うんですが、そういう方々にも適用になる場合、全くならないということではない条件がここにあると思います。ですので、そういった方々に対しても、分かりやすいような説明が必要なのではないかと思うわけです。

例えば、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態ということにすべきではないかと思います。障害者手帳がなくても、重度障害でなくても特別障害者の手当になる場合があると思いますので、そういった形の丁寧な説明が必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 基本的には、介護優先となりますので、そういった場合につきましては、施設の医師等と相談させていただいて進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） いわゆる行政側の姿勢といいますか、そこが大事なのではないかと思いますので、医師の助言は確かに必要ではありますが、特に障害者に寄り添った形での対応が必要なのではないかと思いますので、このような質問をさせていただいたところです。

以上で、この質問については終わります。

それで、次の質問にまいりますけれども、小学校ですけれども、閉校になりまして、約10年が過ぎました。2校が閉校になっておりますけれども、小坂についてはふるさと館、それから大木戸については歴史館として利用されております。しかし、この校庭については、あまり利用されていないのではないかとこのところでありまして、日常的な管理については、まずどのような方針となっているかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

小坂くらし館、通称ふるさと館につきましては福祉課長が、国見町文化センター、通称あつかし歴史館につきましては企画課長がそれぞれ答弁いたします。

まずは、小坂くらし館、通称ふるさと館の校庭につきましては、地元が管理することを基本方針とし、小坂地区運営協議会に施設管理を委託しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

次に、国見町文化財センター、通称あつかし歴史館の校庭は、地元の協力を得ながらあつかし歴史館が管理しています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 管理もなんですけれども、地元ということで両方やっているということですが、今、ほとんど利用されていないのかなというところがあるんですけれども、利用するのは町民ということになりますけれども、これを使うにあたって何らかの制約といったようなものはあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

ふるさと館、あつかし歴史館ともに、それぞれの施設の条例や規則に従って管理しています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） その規則が知りたいというところなんです、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、あつかし歴史館につきましては、ふるさと館についても同じなんですけれども、使用できるもの、場所について記載がありまして、町民、町外の全ての方に対して使用する場合には申請をしていただき、その内容に基づいて、町長が許可するという手続になっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 申請だけということで、申請の中身を見て、いわゆる判断するのかなと理解したいと思いますが、3番目の質問になりますけれども、この校庭について、パークゴルフ場として利用したいといったような希望があるわけなんですけれども、この場合、用具などは必要になるものと思いますが、こういった形での利用の仕方、どのような対応ということになるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

パークゴルフ競技には、ティーグラウンド、また芝生のグリーン、バンカーやOBゾーンなどの施設が必要となります。現状のまま練習のために使用される場合は、周囲の安全に配慮した上で、先ほどお話しのありましたそれぞれの施設の規則に従ってご利用いただければと思います。また、必要な用具につきましては、それぞれ個人で準備をお願いします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 必要な用具については、当然、使う方が準備するものと思うんですけども、いわゆる面ですね、校庭の部分といいますか、その辺り、今、芝生の話が若干出てきたんですけども、その辺りについての今後の対応といいますか、順次考えていくとか、いや、全く考えていないとかというのはあるかと思うんですけども、そのあたりについてお聞かせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 現状で、校庭に芝生を張るということは考えておりません。以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） たまたまスポーツの一部ということで、パークゴルフという名前を出しましたけれども、今後とも、町民の皆さん方はどうなるんだろうという疑問があるのではないかと思いますので、なるべくどういふものが一番多い希望なのかは、私自身はまだつかんでおりませんが、それに沿ったような形での利用の仕方を考えていっていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時15分まで休議いたします。

（午後2時00分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時15分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 最後に、6番小林聖治君。

小林聖治君。

（6番小林聖治君 登壇）

6番（小林聖治君） 令和4年第2回定例会に当たり、さきに通告をしておりました内容について質問いたします。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策についてであります。前回、第1回定例会一般質問でも答弁をいただきましたが、その後のオミクロン株BA.2への置き換わりにより、町の感染者はどのように変化したのかをお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 6番小林聖治議員のご質問にお答えいたします。

6月3日から6月5日までに実施いたしました県のサンプル調査では99%、その後6月6日から12日までに実施した調査では98%がBA.2に置き換わっております。この状況は、国見町においても同じと捉えております。

また、月単位の国見町の感染者は、3月は22人、4月は34人と、いずれも前月

を超えております。年代別では、オミクロン株になってからは、高齢者よりも若年層、特に10代や10歳未満の感染者が相次いだところであります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） これ、やはり国見町においても、変異株のコロナに置き換わっているということですね。それも、高齢者よりも若年層のほうに増えていると。

この変異株のコロナは、感染力が強い一方、重症化は少ないと聞いておりますけれども、その一方で、コロナ後遺症に苦しむ方も聞いております。町としては、このコロナ後遺症に対して、どのような認識で対応しているのかをお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染者の約10%程度に、後遺症が見られるという知見がございます。このため、県では県立医大を統括罹患後症状専門機関に指定をいたしまして、専門的な治療に当たらせているということをしていただいております。

今のところ、町には後遺症に関する相談は寄せられておりませんが、今後、相談があった場合は、かかりつけ医またはコロナの診断を行った医療機関に相談または受診を勧めることとしております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） なるほど、そうですね。ぜひとも県立医大などの専門機関での治療など、万全なる対応をよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

私は、感染拡大防止には保健所との連携は不可欠であると考えておりますが、町として、感染者にどのような支援をしてきたのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

国見町におきましては、今年2月から保健所の要請に基づきまして、平日休日を問わず、自宅療養者にはパルスオキシメーター、それから感染者の状況に応じて食糧支援を行っております。また、このときに、療養に関する情報や注意すべきことなどもお知らせをしているということでございます。これまで、パルスオキシメーターは39件、食料の支援は13件ほど実施したところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 分かりました。ぜひとも、今後とも保健所と連携を密にしながら、これが対応されるようよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。

今、マスク等でも取り上げられておりますが、マスクの着用についてであります。マスクの着用にはいろいろな議論がありますが、町としての認識はどのように考え

ているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国が定める基本的な感染対策の一つに、マスクの着用がございます。マスクの着用の継続については、町が独自に判断できるものではありませんが、国が示す感染対策と、熱中症の予防の両面をお知らせやホームページの中で周知をしているというところがございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ちなみに、これ厚労省のホームページからプリントアウトしたものであるんですが、これによると熱中症のリスクが高まる夏場には、国ではマスク着用の必要がない場面として、身体的距離が確保できる場面や会話を行わない場面、さらにランニングなど離れて行う運動、屋外で人と擦れ違う場合、読書のときなど、また体の小さい乳幼児へのマスクの着用は推奨しておりません。さらに、2歳以上の未就学児についても、一律の着用は求めないこととなっております。

そこで、再質問いたします。

東京都や東京都医師会では、新型コロナウイルス感染症対策を結核などと同様の感染症分類2類相当から季節性インフルエンザ並みの5類相当へと見直す提案をされております。

そこで今後、感染対策として、町が課題としているものはあるかお答えできればお願いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

確かに、感染症対策が2類から5類に変えることについて様々議論されていることは承知しております。特に、行政側にとっては、感染対策としては、2類から5類に変われば大幅に軽減されますけれども、また、逆の側面もあります。例えば、今のワクチン接種は大臣命令による臨時接種ということで、全額公費になっておりますけれども、季節性インフルエンザとかになれば、これは法定受託事務から自治事務になりますので、全額が国費とならない可能性もあります。今、無償でやっているワクチンですけれども、お金がかかるかもしれません。そういった両面の問題があるので、指定の変更には慎重な意見もあるようです。

ただ、現在のワクチン接種の大臣命令は9月末までとなっておりますので、それ以降どういう感染対策をしていくのか、あるいはワクチン接種の枠組みをどう組んでいくのか、慎重に見極めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今の件、分かりました。

次の質問に移ります。

コロナワクチンの4回目の接種について、接種対象者が60歳以上と基礎疾患や重

症化リスクの高い方々となっておりますけれども、現在どのような準備状況となっているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在の準備状況でございますが、国見町は、6月6日から60歳以上の方を対象に、5か月を満了した人の順番で4回目の接種券の送付を始めておりまして、既に受付を開始しております。また、3回目と同様に高齢者施設を優先いたしまして、6月21日に国見の里から始めまして、その後、一般の集団接種は7月12日から始める予定でございます。

なお、18歳から59歳の基礎疾患や重症化リスクの高い方の場合には、まず意向調査を行いまして、接種を希望する方に接種券を送付することとしております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） それでは、再質問いたします。

4回目の接種の終了時期というのは、いつ頃を見込んでいるのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

大臣命令の終期が9月末でございますので、それまでに4回目を希望する方におおむね終了できるように、接種回数を確保しているところでございます。

しかし、例えば今月3回目の接種を終えた人は、5か月後は11月になります。こういった方々をどうフォローしていくのかと、まだ示されていないことも多くありますので、先ほど申しましたとおり、国の方針について注視していきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 次の質問に移ります。

前回3回目の接種のときには、モデルナのワクチンが不人気だったようですが、今回4回目のワクチン接種においては、ファイザーとモデルナのワクチンはどのような配分で行われるのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国が示す全体計画におきましては、モデルナが4710万回、ファイザーが1270万回ということで、おおむねモデルナ4に対してファイザー1の割合となっております。これまでの例からすれば、国見町の配分も同様と考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ファイザーとモデルナの比率は理解しましたがけれども、国産ワクチ

ンであるノバボックスの活用というのにはあり得るのか、それとも、あり得るとしたらどのような場面で活用するのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

期待されておりますノバボックスでございますが、ファイザーやモデルナのワクチンと違うもので、遺伝子組換えのワクチンという形で期待されているわけですが、実は4回目の接種には使えないことになっておりますので、今準備している町の4回目の接種では、ノバボックスは使わないということになります。

それで、どういう方に使うかというところ、mRNAワクチンを打てない方、また3回目の交差接種などで使われるということになっておりますが、今のところ、例えば都道府県単位でノバボックスの接種会場を設けるなど、どちらかというところとちょっと限られた形で使われるのかなど把握をしております。

そのような形で、町での接種では、ノバボックスはまだ4回目では使わないということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今の件、分かりました。

では、次の質問に移ります。

マスコミ等でも連日報道されておりますけれども、ワクチンのいわゆる期限切れによる大量廃棄が問題になっておりますけれども、国見町においては廃棄した事例はあるのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国見町と桑折町では、公立藤田総合病院でワクチンを管理しておりますけれども、そのうちモデルナ社製の28バイアル約500回分ですが、5月下旬に有効期限が切れたものですから、やむを得ず廃棄したということがございます。理由としては、モデルナのワクチンは、なかなかちょっと予約が進まなかった部分があったり、それから有効期限がファイザーの12か月に対してモデルナは9か月と、ちょっと短いということがございまして、そういう理由があったものかというふうに考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） これ期限がある以上、やむなく廃棄したということですが、町としては廃棄が出る前にどのような対応をしたのかお聞きします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ワクチンは昨年確保に大変苦勞しまして、よそから融通を受けて何とか接種したことがあったんですけれども、今度は逆だったものですから、県のワクチン接種チーム

のほうにそのような申出をいたしまして、使っていただけたところがあれば、融通可能なワクチンがありますという申出はしたんですけれども、県内の各市町村でモデルナを必要としているところがなかなかなくて、最終的に廃棄する形になったということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） それでは、次の質問に移ります。

町民総合健診では、地震被害のあった観月台の体育館から東部高齢者等活性化センターとその体育館で行うこととなったようですが、受診率に変化はあったのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 答えいたします。

今年度の健診でございますが、観月台の体育館が3月の福島県沖地震の被害を受けて使用できなくなりましたので、東部高齢者等活性化センターとその体育館で実施をいたしました。

受診状況を予約者数で比較いたしますと、今年度は1,483名で、昨年度に比べて66名増えております。結果的に、会場を変更した影響はなかったものと思っておりますが、ただ、むしろ増加した要因としては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことから、自身の健康管理のほうに再度意識が向き始めたのではないのかなと受け止めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 実は、私も今月2日に町民健診を受けました。予約した時間どおり、早朝から列に並んでいたところ、偶然、藤田地区に住む知人と会いまして、そこで会話をしたんですが、その方いわく、俺のように車を持っていて運転できるやつはいいけれども、お年寄りとか、車を持っていない人はここに来づらいと、来年はそういうことをよく考えてくださいというような要望をいただきました。全くそのとおりで、国見町の東部にお住まいの方々にとっては、近くて来やすかったと思っておりますけれども、小坂地区とか、藤田地区にお住まいの方々については、移動に苦労したのではないかと思います。

そこで、今後も東部高齢者等活性化センターとその体育館で実施していく考えなのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 答えいたします。

東部高齢者等活性化センターで今年度実施しましたが、来年度の健診の実施方法につきまして場所も含めて、今年度のいろいろな反省点も含めまして検討してみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） これ、多くの町民の方々に参加してもらうためには、例えば東西 2 か所でやるとか、1 か所でやるなら中心部で実施することが重要ではないかと私は思います。ほけん課長は、健診会場として必要な要件について、どのように考えているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

先ほどのご提言も含めましてお質しのとおり、総合健診には、いろんな方がいらっしやいますし、ご高齢の方も来ますので、やはり町の中心部で行うことができれば理想的だなというのは、ご指摘のとおりだと思います。今回は3月の地震で、会場についても、緊急避難的に大枝で1か所に集約してやったという事例でございます。健診会場としての必要な条件でございますが、まず大前提として健診用のバスが止められる広さがあること、また、お車でいらっしやる方も多いため駐車スペースも必要です。また、ご高齢の方が多いため考えれば、段差とかが少ない場所で、多くの方が集まりますので、建物の中に広い待機スペースがある場所とか、いろいろありますので、ほかにも課題があると思いますが、今後の検討については、現場の保健師などとも十分に詰めまして、検討をしてみたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） しっかりと連携を深めながら、取り組まれることをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

以上です。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

午後2時50分より広報常任委員会を委員会室で開催いたしますので、ご参集願います。

なお、その前に、議員だけの集まりを委員会室で行いますので、よろしく願います。

6月20日は午前9時より議会運営委員会を、午前9時15分より全員協議会をそれぞれ委員会室で開催いたしますので、ご参集願います。午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後2時38分）

第 3 日

令和4年第2回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年6月20日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 3号 繰越明許費の報告について
第 2 報告第 4号 事故繰越しの報告について
第 3 報告第 5号 予算繰越の報告について
第 4 報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について
第 5 報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について
第 6 議案第39号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 7 議案第40号 国見町税条例等の一部を改正する条例
第 8 議案第41号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
第 9 議案第42号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第10 議案第43号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
第11 議案第44号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
第12 議案第45号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第2号）
第13 議案第46号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第14 委員長報告
陳情第22号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
陳情第23号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて
- （追加日程）
- 第15 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
第16 発議第 4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
第17 議員の派遣について
第18 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（11名）

1番 蒲倉 孝君 3番 宍戸武志君 4番 （欠番）
5番 山崎健吉君 6番 小林聖治君 7番 村上 一君
8番 佐藤定男君 9番 （欠番） 10番 渡辺勝弘君
11番 松浦常雄君 12番 浅野富男君 13番 八島博正君
14番 東海林一樹君

・欠席議員（1名）

2番 八島喜治郎君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学校教育課長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第3号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第3号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第3号、繰越明許費の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第4号 事故繰越しの報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第4号「事故繰越しの報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第4号、事故繰越しの報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第5号 予算繰越の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第5号「予算繰越の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 報告第5号、予算繰越の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第6号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第6号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 報告第6号、町が出資している法人の経営状況について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第7号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第5、報告第7号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 報告第7号、町が出資している法人の経営状況についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇議案第39号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第39号「国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第39号、国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第40号 国見町税条例等の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第40号「国見町税条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 議案第40号、国見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第41号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第41号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第41号、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第42号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第9、議案第42号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長(安藤充輝君) 議案第42号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番(浅野富男君) 今回の改正におきましては、まず今、課長が説明されたように、今回均等割については、就学前までの子どもに対して国が半額補助することになりました。均等割については、人が生きていくことに対してかかる人頭税とも言えるものであり、減額することについては、収入が見込めない年齢まで引き上げるべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長(東海林一樹君) ほけん課長。

ほけん課長(安藤充輝君) お答えいたします。

現在、未就学児の均等割保険料の半額についての助成についての対象者をさらに拡充すべきではないかというご質問だと思いますが、現在、国の制度におきまして支援される額は未就学児まででございます。それ以上の金額となりますと、新たに財源を確保する必要がございます。それぞれの財源についての余裕につきましては、現在、基金しか持ち合せておりません。当面の課税限度額に係る費用の分についての将来的な負担の増を見ますと、現在、その基金を投入する予定の検討はまだしていないというところでございます。

以上、答弁といたします。

議長(東海林一樹君) 浅野富男君。

12番(浅野富男君) 財源については基金しか持ち合せていないということでありまして、その基金についてでありますけれども、国保料の値上げを極端に上がることを抑えるために、順次充当している現状でありますけれども、今回の保険税の算定にあたりましては、繰越金の一部を充当してこの国保の値上げを抑えているということもありません。

国保は住民に対する社会保障であると今、課長のほうからもありましたけれども、

福祉政策の一つでもありまして、地方自治体の仕事でもある福祉の増進に努めることにもつながるものと思っております。ほかの福祉サービスと同じに考えれば、一般会計からの繰入れで国保税の負担を軽くするといったようなことも考えられないことではないのではないかと思いますので、そのあたりについてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、福島県におきましては、統一保険料が令和11年度より施行される予定となっております。町としては、こちらの県統一保険料にスムーズに移行できるように準備をしているところでございます。そういった中で、の税率とさせていただきますと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 一般会計からの繰入れについては、何らかの制約があってこれができないというようなことになっているのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

一般会計の繰入れについて、法定外の繰入れの部分については、現在、令和11年度までの期間の中で保険料の激変を緩和するための移行期間となっておりますので、その期間の中で法定外の繰り出しについては整理をしていくという、その期間となっておりますので、新たな部分についてはなかなか難しいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 議案第42号についての討論を行います。

本議案は国民健康保険税条例の一部を改正するものでありますが、保険税の確定に伴って改定されるものであります。保険者が県単位となってからは、保険税は県の算定結果に基づいて決められることとなります。現在は過渡期ということで市町村の裁量が認められていますが、令和11年度には県内統一保険料を目指すとされています。さらに、本町の保険料は段階的に引き上げる必要があるとなっております。今年度については、引上げ幅を小さくするために繰越金約2500万円を充当していますが、法定減額分を若干上回るほどの金額です。法定減額の対象者は被保険者2,000人余りのうち約50%を占めており、算定上の標準世帯には容易に届かない収入で生活していることとなります。

平等割、均等割が減額の対象ですが、これはほかの医療保険にはない制度でありま

す。今回、均等割については、就学前までの子どもに対して国が半額補助することになりましたが、人が生きていくことに対してかかる人头税とも言えるものであり、収入が見込めない年齢まで引き上げるべきと思っております。均等割の減額は、全国知事会が求めているものであり、また国負担分についても制度発足当時の医療費の5割に戻すことが求められます。今年度の当町の算定結果は、前年度比では介護分、支援金分では減額であります、医療分では増額であります。現在、物価が上昇という現象が起きている中、収入の1割を超えるような国保税の負担は社会保障制度としての枠を超えているものと思っております。

よって、本議案については反対を表明するものであります。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私は、この条例に賛成の立場から意見を申し上げます。

この改正にあたる国民健康保険条例、今後、令和11年までに全県同一するというに移行するという過程段階にあります。厳しい財政の中で、町としてやる分だけの繰越金の活用などを充てて算定したことと思います。今後のスムーズな国民健康保険税の移行のためには必要な条例と考えます。

以上です。

議長（東海林一樹君） 討論を打ち切り、これから議案第42号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第43号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第43号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第43号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） ほけん課長にお尋ねします。

今日の新聞によりますと、桑折町が228名、国見町が137名、川俣町が179名、伊達管内の3町のこれは患者数でございます。そのうちの98%が変異株によるコロナの発症という形になっている。伊達管内3町の中で国見町が非常に少ないのは、ほけん課をはじめ役場挙げての予防のたまものだと、かように思って御礼を申し上げると同時に、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

ところで、この議案第43号は国民健康保険、44号は介護保険で、この137名の対象者の中で、この条例が適用されるのではないかとという人数は一体どのぐらいなんでしょうか。もし分かったらお願いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

昨年度の対象者でお答えさせていただきたいんですが、昨年度の対象件数は3件ございました。今年度については、まだ調査をしておりませんので分かりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 昨年は3件ですけれども、昨年から比べて今年は感染者が大幅に増えております。ただ、今年増えている特徴は、10代、20代の若い人の感染者が増えているという状況なので、そのうちのいわゆる収入源であるご主人なり、あるいはご夫人なりの感染は意外と少ないのではないかなとと思っているんですけれども、いかがなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

詳細なシミュレーションをしておりませんのでデータはないんですけれども、感染者の状況からすると、八島議員のおっしゃるとおり、若年層、また学生、子どもの感染が多いので、そのような結果になるのではないかなとと思っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
◇議案第44号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第44号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 議案第44号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
◇議案第45号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第45号「令和4年度国見町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第45号、令和4年度国見町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） すみません、ページで言えば15ページ、都市計画費、これに351万円ですか、これが補助金として屋根の耐風、それからブロック塀安全支援金と、こうなっているんですけれども、これは当然今回の地震なんでしょうけれども、

どこがこうなったのか教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 5番、山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、この補助金の内容でございますが、1つとして屋根の耐風改修、これにつきましては、強風、さらには地震等による屋根の被害軽減を目的として、瓦の固定、ふき替え等に係る事業費に対する補助をするものでございます。

なお、またブロック塀の安全確保支援ということで、地震による倒壊を防ぐためにブロック塀の除却、建て替え、耐震改修に係る費用につきまして、費用の一部を助成したいとするものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私がちょっと質問したのは、この安全確保支援というのは、去年も地震あってブロック塀については見直したと思うんですけども、今年度にも3月の地震で、どこがこの補助対象になっているかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えします。

このブロック塀の対象としておりますのは、現在の自立しているブロック塀が耐震化されていないというような塀ですね、次の地震に備えるために補強、耐震化されていないブロック塀に対する補強というのを補助ということで計上しているものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ということは、場所は特定しないけれども、今後そういうことがあり得るところについて補助金を出すと、こういう考えでいいんですか。ちょっと私は、どこがと思ったんですけども。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えします。

この事業につきましては、個人がブロック塀の耐震化等を図る場合に、それに対して町として補助をするというような内容でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上 一君。

7番（村上 一君） 14ページの被災家屋解体工事、これに4億8000万円、あと4月の臨時議会のときも、そのときも補正で約5億4000万円、10億円くらいの予算取ってあるのですが、その中で解体する家屋の件数も相当あると思うんですけども、その件数や内訳を教えていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 事項別明細14ページにあります塵芥処理費の中で、工事請負費で4億8000万円、これにつきましては、今回の地震に対しましての被災家屋を解体する経費でございます。

さらに、その下の扶助費、これについても被災家屋解体の費用償還ということで、緊急の高いところについて、解体したものについての扶助するものでございます。

工事請負費については、昨年2月の地震の関係を参考にし、1棟当たり400万円で120棟、それから扶助費についても1棟当たり400万円で50棟、合計170棟ということでの件数で見えております。現在のところ、約100棟の申込みが来ているので、今年地震については約170棟分の予算の計上を今回お願いしているということです。

なお、4月の段階につきましては4800万円ということで計上させていただきましたが、そちらは委託料ということで、解体に関する設計に係る委託料を計上させていただいたものでございますので、申し添えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 同じ14ページなんですけれども、その中で農業振興費、その中で果樹産地育成対策事業、3月議会のときだったんですけれども、せん孔病に対して補助するというようなことで、当初予算の倍の金額で補助する、これは農薬の補助と思うんですけれども、あとは肥料高騰緊急支援事業、これに908万円の予算を取ってあるんですけれども、これに対して、認定農家に1戸当たり5万円、その他には1万円支給するという事なんですけれども、どういう方法で支給になるのか伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書14ページ、6款農林水産業費の18節補助金に2つ計上してございます。果樹産地育成対策事業400万円の補正増となっておりますが、こちらは村上議員おっしゃるとおり、モモのせん孔細菌病の防除補助の上乗せになります。当初予算で400万円計上し、今回6月補正でさらに400万円計上することで、合計800万円の補助で薬剤防除を支援する中身になってございます。

もう一つ、肥料高騰緊急支援事業のほうですが、こちらの補助の流れになりますが、基本的に今考えていますのは、町で対象になると思われる農業者に通知を差し上げたいと思っております。その通知の中に申請兼請求書を入れる予定ですので、そちらの申請兼請求書を町に提出をしていただく形です。あくまで補助金になりますので、申請がなければ交付できません。町から対象と思われる方々には通知を差し上げて、漏れがないように進めていければと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） あと、この間なんですけれども、雷によるひょう害、大木戸から大

枝の一部にあったということなんですけれども、その被害状況をつかんでいるならばお知らせいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

6月2日と3日の2日間にまたがって、国見町内でひょうによる農作物の被害が発生してございます。被害金額は今のところ約一千五、六百万円ほどの被害で、モモ、リンゴ、プラム、アンズ、あるいは野菜の一部にも被害が出ています。

今後、国・県で補助が出てくるかと思っておりますので、それと併せて、ひょう被害に遭われた方々への支援策を今後検討していきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 福祉課長にお尋ねいたします。

ページは11ページになります。

11ページの3款民生費の社会福祉総務費の中の19款扶助費で4000万円ということで、4000万円の中身につきましては5万円ずつ800件ということで4000万円という数字は分かりましたけれども、この内容を聞きますと、非課税世帯の方々が対象ということなんですけれども、非課税の方々にも子どももいらっしゃいます。また、非課税でない方にも子どももいらっしゃると思うんですけれども、そのような方々に対しての補助はどのような形になっているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 10番渡辺議員の質問にお答えいたします。

11ページ、社会福祉総務費の扶助費でございますが、こちらにつきましては、物価高騰の影響を受けていらっしゃる非課税世帯等に支援するために、令和3年度非課税世帯給付金10万円を受け取られた方につきましては、今年度、国の給付制度の対象にならないため、生活支援特別給付金として給付いたします。令和3年度非課税世帯につきましては実数800世帯ということで、こちらにつきましては5万円を給付するものでございますが、非課税世帯につきましては子育て世帯についても含まれております。

子育て世帯ということでちょっとお話をいただきましたので、12ページをご覧ください。12ページの2項の児童福祉費の児童福祉総務費をご覧ください。

こちらの扶助費965万円ということで計上になっております。こちらにつきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援給付金ということになります。ひとり親世帯につきましては、県のほうから直接給付金が振り込まれる予定となっております。ひとり親世帯以外の世帯、こちらにつきましては、令和4年度分の住民税均等割が非課税世帯の子育て世帯につきまして、児童1人当たり5万円を給付するものです。また、そちらに町単独といたしまして、ひとり親世帯とひとり親世帯以外の世帯につ

きまして上乘せということで、児童1人当たり5万円を計上させていただいたものです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいま課長によって、やっぱり非課税世帯以外の方の子どもに対する支援が大分なっているなと思っております。

ここでちょっと新たな質問なんですけれども、5万円という数字、つまり県でも5万円ずつ出しております。この5万円にした根拠、当町においては5万円にするんだという根拠は何があったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

こちらの5万円につきましては、国の国庫補助対象と同じ金額の5万円ということで計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁では5万円というのは国のやつで考えた、そして同じ考えでいると。

では、最後に町長にお尋ねいたします。

今、ここにやっているように非課税世帯生活支援特別補助金という形を取っております。ただ、非課税の方々だけがこのコロナの今の状況の中で生活している、同じように課税されている、つまり税金を納めている方も生活は非常に厳しい状況にあると思います。それで、あえて非課税の方々に対して、今回も5万円、あるいは去年は10万円、あとは灯油補助券という様々な補助金、それをやっているからこれをやめなさいと言っているわけではありません。ただ、問題は、町民一人一人に言うのは分からなくはないと思いますけれども、やはり1つ、つまり非課税の方々に特化したものじゃなくて、町全体の人々に対して何か考えることがなかったのか、そしてなぜ非課税の方々に対しての方を当町は特化してやる考えをしているのか、その点について詳しく、もう一度説明お願いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 今回の臨時交付金の窓口が総務課ですので、私のほうから答弁させていただきますが、今回の物価高騰対策の地方創生臨時交付金につきましては、国の方針自体が生活困窮者というのを明確に打ち出しております。

議員おっしゃられるとおり、課税している方の生活が苦しいと言いますが、課税されている方が生活苦しいのでしょうか、税金納めるんですよね、と私は思うんですけれども、そこを国は判断をして、非課税なり子育て世帯なりを重点的にメリハリをつけてという形で今回臨時交付金1兆円を、前年度から2000億円、今年度8000億円ということで、合わせて1兆円の予備費を含めての金額で、国見町は6600万何がしが来ていると。

そこで、財政当局としても県と調整を図りながら、こういった形での給付が正しいのかという、正しいかどうかは分かりませんが、こういった形が一番ベストなのかということを検討させていただきました。その中で、昨年もありましたけれども、やはり物価高騰で、お金がない層が一番きついただろうということ判断した上で、その非課税者に対して手厚くやるのが一番いいだろうという判断をさせていただいて、先ほど言った4000万円のほかに、あと子育てとは別ですけれども、産業振興課のほうで手当てをしている農業者と商工業者も含めての様々な支援をバランスよく配分したということで、確かにほかの自治体では、ばらまきと言ったら失礼なんですけれども、以前のようにまたプレミアム商品券とかでやっているところもありますし、ただそれが、そういった方々へ広く、前回ですと低所得者が買えなかったという状況もございますし、いろいろその点の反省を踏まえた結果、一番いいのがやっぱり現金を給付するというのがいい形なんだろうということで、全体の約7割近くはそういった給付金に回したということで提示させていただいて、最終的にその交付の仕方を決定したということでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 15ページ、10款教育費の右のほうで18節負担金補助及び交付金の1040万円ですか、地域活性化起業人ということになっていますが、内容を具体的に説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 11番松浦議員のご質問にお答えします。

この地域活性化起業人につきましては、地方公共団体が3大都市圏に所在する民間企業の社員を受け入れまして、その知見を生かして地域独自の魅力や課題解決の業務に従事してもらおうと、交付税措置される国の制度ということになっております。

今回につきましては、本年2月に設置しました官民共創コンソーシアムの枠組みの中から、令和5年3月まで教育部門と企画部門2名ということで、合計4名の受入れを予定しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねいたします。

先ほど村上議員のほうから言われましたように、農林水産業費の3目、農業振興費における補助金の中での肥料高騰緊急支援事業ということで、その中身を若干お聞きいたしました。その中で追加の質問をさせていただきます。

やはり農業をやる方は、大体認定農業者は町で把握できると思うんですけれども、あと肥料は、農協が全て購入場所でありませんので、他の購入場所から買っている方も当然、農業者にはたくさんいらっしゃると思います。そのような方々も

対象に考えているのか、まずお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

肥料高騰緊急支援事業補助金の対象者については、農協以外から買った方も当然対象になります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） そうしますと、先ほどの答弁の中で、あくまでも、通知があって申請をしていただかないとその対象にはなりませんよということなので、それは致し方ない、それは理解できますけれども、通知をやりました、けれども100人いたら100人がその通知を確認して、あるいはいろいろな広報をやったとしても漏れる可能性が十二分にあるのかなと考えております。そうした場合、そのような方が漏れないようにするために、ただ広報するだけじゃなくて、新たな周知方法、周知計画とかというのがあるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

町で1度通知を差し上げて、それでもなかなか申請書が上がってこないこともあろうかと思えます。または、漏れてしまうことも当然あろうかと思えます。町では、1度通知をして終わりではなく、例えばお知らせ版で広く周知を図る、あるいは未提出の方に再度、申請のお願い通知を差し上げるなどの対応は取っていただければと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

小林聖治君。

6番（小林聖治君） 先ほどの7番議員と10番議員の関連の質問なんですけれども、産業振興課長に質問いたします。

先ほどの14ページの肥料高騰緊急支援事業の件でございますけれども、認定農業者、その他それぞれ申請する用紙を送ると、その申請を送られた農家の方は、その申請書に従って返送すると。一応その金額が決まる、認定する要件というのはどんな要件になっていますかね。それをお聞きします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 小林議員のご質問にお答えします。

肥料高騰緊急支援事業の対象者は、当然農業者になりますので、町として一番最初に通知を差し上げるのは、令和3年分の農業収入、販売収入があると思われる方に郵便でお送りしたいと考えてございます。内容としては、認定農業者が5万円、その他の農業者が1万円、趣旨としては肥料代の急激な高騰に伴う農家支援になりますので、例えば販売はせずに家庭菜園だけで楽しんでいる場合の方は、対象にはなりません。農業の販売収入をきちんと確定申告している農業従事者を町では支援の対象と捉

えているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 11ページ、自治振興費、集会所改修補助金110万5000円とありますが、今回の地震で町内会の集会所が大分傷んでいるという話は聞いております。今回の補正は、どこか1か所だけなんでしょうか、それとも全体的に少なくなったので補正増するんでしょうか。

これは、住民防災課長にお願いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

事項別明細11ページの自治振興費の中にあります補助金の関係でございますが、これは、実は昨年度末から今年度初めまで地区集会所の改修についてご相談いただいた3件の町内会の改修の内容で計上しているものです。

なお、地震による施設修復については、現在相談を受けておりますので、それは9月補正での計上で処理させていただきたく、説明をさせていただいているところです。今回の3件につきましては、地震と関係なく各施設の改修の関係での申込みがあったということをお答えさせていただきます。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） では、一般会計予算関連でちょっとお伺いいたします。

17款1項2目2節にふるさと国見町応援寄附金2億円とございます。

前年度、令和3年度当初予算では9790万円、実績8555万円という数字が、去る6月9日、福島民報新聞のトップ記事に出た数字でございます。前年対比マイナス7897万円、52%ということについてお伺いをしたところ、議案調査会でも総務課長からご返答いただきまして、委託業者の担当者がホームページへアップしていませんでしたと、役場職員の担当の方々は再度チェックをして依頼をしていたらしいんですが、連絡が取れなかったというふうに伺っております。最終的に12月に改善をされて、ホームページはアップされたというふうに伺っておりますが、そこでお伺いしたいんですけども、こういう問題が発覚したときに、去年の12月に改善ですから、議会等にはなぜ報告がなかったのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 長の専権事項でありますので、報告の義務はないかと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） そうですか。では、次の質問いきます。

委託業者は、去年とは違うと思いますけれども、この委託業者に対して、損害を被っているわけですから、損害賠償責任というのは発生しなかったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） ふるさと納税制度そのものが、どこの自治体でもそうなのですが、基本的には出来高ということで、出来高ということは逸失利益が全く発生しないと。それで、町としても何か方法はないか弁護士にも相談しましたがけれども、損失がない以上は闘っても厳しいでしょうという判断があったと。泣くしかないという感じになっていますね。

出来高なので、このほかにプランが、こういったものを載せてくださいよというプランで委託契約をしているなら、まだやり方がちょっと違うんですけれども、基本的にはほかの一般的な全国約1,700ぐらいの自治体がやっていると思うんですけれども、その中でやっている以上、あくまでも出来高なので、入った分だけ来て、その分の手料を支払うという形になっている以上、町が損をするシステムにはなっていないのでなかなか厳しいというのが、法曹関係者の判断ということで、町も泣き寝入りというわけじゃないですけれども、本当はしたくないんですけれども、ちょっと厳しいかなと感じています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 実証できないからですね。

では、最後に聞きたいんですが、当初予算のポイントにも明記されていますけれども、まちづくりの5番目にふるさと納税事業拡充とございます。その中に、単に制度を活用した自主財源確保の手段ではなくて、ふるさと納税で国見町を知るきっかけをつくりたいと明記されてございます。

今回、この新聞に報道された中で、返礼品がモモのあかつきと川中島、ほかの市町村と同じもので数字的には劣っているという事実がございます。確かにホームページにアップされていないというのはありますでしょうけれども、前年対比52%ですので、ちょっと大きい数字かなと思われまますので、今後、この返礼品についても同じ商品プラスアルファとか、何か違う国見町を知ってほしい、PRできる商品のご検討というのはされているのかをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、伸ばさなければいけない額なのかなと。そもそもふるさと納税自体が正しいのかどうかという議論もあります。地方交付税制度があつて、水平調整、垂直調整で各自自治体が均等に暮らせる分は交付税として来ている上での制度なので、財政担当としてはちょっとじくじたる思いはあるんですけれども、ただやらなければ他市町村に出し抜かれるということもあるので国見町も始めておりますし、これは拡大させていかなければならない。

ただ、モモにつきましては、県北一円ということもありまして、福島市、伊達市、

桑折町、国見町、やっぱり基本的にあかつき、川中島という品種はどこもある。あとは、総量自体がやっぱりアップパーがあることも現実的なので、議員おっしゃるとおり、違うものをどうしていくんだという話になるのかと思います。その上で、昨年エアウィーヴさんがいらっしゃって、それをちょっと今年はメインに考えていこうということもありますし、あとはやっぱり、モモは生ものだということもありますので、生じゃない加工品、日の置けるものというものをちょっと考えていかなければならないということもあまして、その辺については産業振興課なり、あとはコーポレート・アイデンティティ、今、進めておりますけれども、企画調整課とも調整しながら国見町の商品になりやすいものをちょっと探していかなければならないと考えております。

ただ一部では、多少増やせるものもあまして、ジェラートなどもちょっと了解をいただきまして、月何パックになるか分かりませんが、送れる体制は取っていただくようなことには今していますし、あとは国見町の見せ方として、そのページの作り方を今、業者に委託をして、ちょっと違った見せ方をできるように、そこに飛ばせるような方策を取りながら、あとは先ほど迷惑をかけられた業者に対しては、今年の11月、12月に向けて新たな町のPRの仕方については前向きにやっていただくということを了解得ていますので、含めて何とかその予算に合った金額にいけるように頑張りたいなと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今回の補正予算につきまして、反対というのはございませぬ、賛成をいたします。

その中で、先ほども申しましたように、今回の一般補正予算に限っては、大体は補助金を通して助けるということになっておりますけれども、今日の民報新聞によりますと、あくまでも今何が欲しいか、物価高という部分に対して、町民ではなく73.8%の国民が、今、物価高に大変気苦労していると。確かに、ここはそういう形で助けてはいたしますけれども、ほかの町民の方は物価高、あるいは原油高に対して相当な苦労をしているということが、目に見えて分かっております。

今回のやつに対してはそれでいいと思いますけれども、今後私どもに関してでも、私ではなく、ほかの町民からもいろいろな意見があります。やはりみんなに喜ばれる、幸せ度を上げるという町長の言葉の中にあるように、町民一人一人がこの町に住んでよかったね、じゃこの町に住みたいね、子どもを産みたいね、そういうふう発展することを目的で、町長は考えていらっしゃると思います。

そのためにも、今は補助金で助けるということはいいいとしても、近い将来に必ず経済力を上げるということは絶対必要になると思います。その経済を上げるためにどう

いうようにするかは、私の口からどうだこうだとは言いません。それは、いろんな人の意見、いろんな意見があつて始めてだと思えますけれども、今後の近い将来のためにも、経済を上げると、物価高も抑えるというような形のもので、町民に対してやることを願いたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願ひます。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時35分まで休議いたします。

（午前11時27分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時35分）

◇ ◇ ◇

◇議案第46号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第46号「令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第46号、令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願ひます。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇委員長報告(陳情第22号、陳情第23号)

議長(東海林一樹君) 日程第14、「委員長報告」を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第22号及び陳情第23号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

八島博正君。

13番(八島博正君) 去る6月16日、本会議終了後、総務文教常任委員会を開催し、陳情第22号、陳情第23号の2件についての審査をいたしましたので、私から報告いたします。

なお、審査に先立ち、阿部総務課長、東海林教育次長、大勝学校教育課長にも同席を願っておりますので、付け加えておきます。

まず、陳情第22号は、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情であり、第23号は、国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書でございます。

2件とも審査の結果、採択することに決しました。

以上、委員長の報告といたします。

議長(東海林一樹君) これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから陳情第22号の討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから陳情第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第22号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、陳情第22号は委員長報告のとおり採択と決しました。

これから陳情第23号の討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから陳情第23号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第23号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第23号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午前11時42分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時44分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、4件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この4件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第15、発議第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 私から提案の理由を述べたいと思っております。

発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書の理由については、議案書の下段に書いてあり、ただいま書記が朗読したとおりでございます。速やかなるご審議の上、ご決定くださるようお願いして、提案理由の説明といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第3号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

議長(東海林一樹君) 日程第16、発議第4号「「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。

13番八島博正君。

13番(八島博正君) 私から発議第4号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について説明をいたします。

提案の理由は、議案書の1ページの下段に書いてあり、ただいま書記が朗読したとおりでございます。速やかなる審議とご決定をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから発議第4号の討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから発議第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第17、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第18、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。

町長。

町長（引地 真君） 令和4年第2回国見町議会定例会の閉会にあたり、挨拶します。

ご提案した議案は、格別のご理解により、原案のとおり議決いただいたことに感謝します。また、議案審議の過程で出された意見は、町と議会、しっかりと心にとどめ、それぞれの責任において熟慮熟考し対応すべきものと思料します。

議員諸氏には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、出精されるよう切望し、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

令和4年第2回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後0時02分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月20日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 蒲 倉 孝

同 署名議員 宍 戸 武 志